

12. 5. 30

業 鑛 炭 石

報 會 助 互

號 五 第 · 卷 二 第

行 發 日 十 二 月 五 年 二 十 和 昭

筑 豊 石 炭 鑛 業 會

昭和十二年四月七日第三種郵便物認可 (毎月二十日發行)
昭和十二年五月十七日印刷納本 昭和十二年五月二十日發行

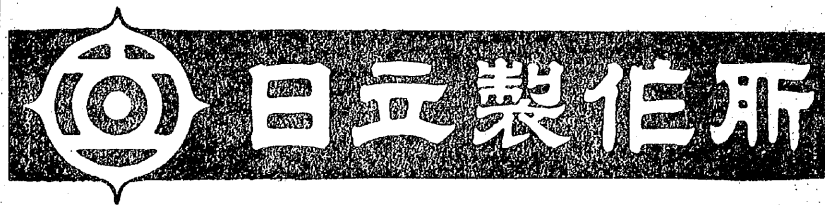
統 彙	報	計
鑛夫の雇傭勞役に關する講演……………坂 本 行 敬……………(二)	互助會事件思出話……………足 立 達 夫……………(五)	退職積立金及退職手當法に關する質疑解答速記録……………(三)
昭和十一年度瓦斯炭塵爆發……………福岡鑛山監督局……………(三)	油化工業に就て……………加治木須惠人……………(六)	石炭鑛の自然發火……………日本鑛山協會福岡地方委員會……………(四)
石炭鑛の自然發火に關する調査……………(四)	報……………(四)	計……………(五)

五 月 號

行 發 會 助 互 業 鑛 炭 石

鑛山用諸機械

コールカツター
 捲揚機
 ドリルシャブナー
 ピツクシャブナー
 送風機
 ポンプ
 壓縮機



日立製作所

東京丸ノ内・福岡市天神町

石炭業石助會會則

第一章 總則
 第二章 會則
 第三章 會員
 第四章 役員
 第五章 會費
 第六章 會務
 第七章 附則

第一條 本會は石炭業の発展を期し、石炭業者の利益を保護し、石炭業の振興に努むることを目的として、設立せられたるものである。

第二條 本會の事務所は、福岡市天神町に設けらる。

第三條 本會の役員は、正會員及び候補會員より選出する。

第四條 本會の正會員は、石炭業に従事する個人又は法人である。

第五條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

第六條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

第七條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

第八條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

第九條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

第十條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

第十一條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

第十二條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

第十三條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

第十四條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

第十五條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

第十六條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

第十七條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

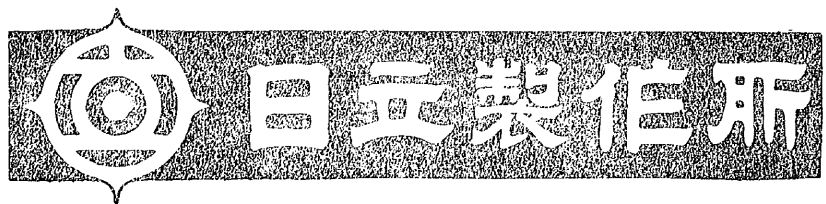
第十八條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

第十九條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

第二十條 本會の正會員は、年額会費を納付し、毎年四月一日以前に納入する。

鑛山用諸機械

コールカツター機
 捲揚機
 ドリルシャブナー機
 ピツクシャブナー機
 送風機
 ポンプ機
 壓縮機



東京九ノ内。福岡市天神町

石炭鑛業互助會會則

第一章 總則

第一條 本會ハ石炭鑛業互助會ト稱ス
 第二條 本會ハ本會ノ目的ニ賛同スル石炭鑛業者ヲ以テ組織ス
 第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協調シテ石炭鑛業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
 第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設クルコトアルベシ

第二章 事業

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 一、調査機關ヲ設ケ石炭鑛業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲナスコト
 二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト
 三、會員炭坑ノ變災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲナスコト
 四、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會員

第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
 一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ翼賛スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨルモノトス
 二、正會員ハ石炭鑛業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモノトス
 三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ノ同シ
 第七條 正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量(每年自四月一日至翌三月卅一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己經營炭坑ノ職員幹部中ヨリ准會員ヲ推薦スル事ヲ得但シ正會員過半數ノ同意ヲ得レバ職員以外ノモノヲ推薦スルコトヲ得
 第八條 正會員ノ送炭數量五萬噸迄ハ一ケ年送炭數量五萬噸迄ノ額ヲ超ヘ拾萬噸迄ハ一ケ年送炭數量五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増テ毎一ケ年增加スルモノトス
 第九條 新ニ入會セシムル者ハ所定ノ申込手續ヲ履行シ理事會ノ承認ヲ得ベキモノトスル者モ又同シ
 第十條 毎年五月ニ於テ正會員ノ前年度送炭數量ニ基キ其ノ准會員推薦人員ニ増減ヲ生ジタル場合ハ正會員ハ増減スベキ准會員ノ人名ヲ届出ツベキモノトス
 第十一條 准會員死亡又ハ退職等ノ理由ニ依リ減員シタル場合ハ正會員ハ一ケ月以内ニ其ノ補缺推薦ヲナスベキモノトス
 第十二條 第十條ノ規定ニヨリ送炭數量ノ減額ニヨリ准會員ヲ減員スル場合其ノ減員ノ選ニ當リタル准會員ハ異議ヲ述ブレコトヲ得ス
 第十三條 正會員死亡ノ際其ノ相續者以外ノ繼承ニ就テハ理事會ノ決議ニヨル
 第十四條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會ニ不利益ナル行爲ヲナシ若クハ會員ノ義務ヲ履行セザルトキハ總會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ
 第十五條 退會者又ハ除名者ノ既納會費、積立金及ビ持分權ハ如何ナル理由アルトモ返付セズ

第四章 役員

第十六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 一、理事會長 一名
 二、副會長 一名
 三、理事 十名以内
 四、監事 五名以内
 五、評議員 十名以内
 六、會計 一名
 七、庶務 一名
 八、調査 一名
 九、評議員會長、副會長ハ總會ニ於テ正會員ヨリ之ヲ選舉スルモノトシ、理事、監查役及評議員ハ正會員又ハ准會員中

石炭業 互助會報

第五號

本會々則	(頁外)
鑛夫の職務等役に關する講演	坂本行 敬(一)
互助會事件思出話	足立 達 夫(二)
退職積立金及退職手當法に關する質疑解答速記録	(三)
燃料關係二法案	福岡縣山監督局管内(四)
昭和十一年度瓦斯炭煤爆發	加治木 須惠人(五)
石油工業に就て	大坂石炭協會(六)
石炭の欠分に就て	石炭業の自然發火に關する調査(日本鑛山協會福岡地方委員會)(七)
報	(四六)
互助會石炭株式會社社長副社長就任	(五)
婦女子人院延期陳情	(五)
統	(五一)

ヨリ總會ニ於テ選舉スルモノトス
但シ同點者二名以上アル場合ハ年長順ニヨリ順位ヲ定ム
ルモノトス
第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐
シ會務ヲ執行ス
副會長ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス
第十八條 本會役員ハ名譽職ニシテ無報酬トス
但シ必要ノ場合ハ名譽費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得
第十九條 役員ノ任期ハ左ノ通り定ム
會長ハ三年トス
副會長ハ二年トス
但シ會計年度ノ中途ニ於テ任期ノ滿了スル場合ハ次ノ定
時總會終了迄任期ヲ延長スルモノトス
補缺者ノ任期ハ前任者ノ任期間トシ特ニ其ノ必要ナキ
トキハ次ノ改選期迄補缺ヲサシテ其ノ任期ヲ得
第二十條 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ノ範圍ヲ理事會ニ
諮リ臨時ニ會員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得
第二十一條 本會ニ主事二名、事務員若干名ヲ置き會長之レヲ任免
ス

第五章 資産及會計

第二十二條 本會ノ資産ハ基本金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ
以テ組織ス
第二十三條 本會ノ經費ハ基本金ノ利子、收入會費、寄附金其ノ他
ノ收入金ヲ以テ之レニ充ツ
但シ理事會ノ決議ヲ經テ基本金ヲ經費ニ流用スルコトヲ
得
第二十四條 會費ハ其ノ年度ノ豫算ニ應ジ總會ニ諮リ必要ナル金額
ヲ決定スルモノトス
第二十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月二日ニ始マリ翌年三月三十
一日ニ終ル
第二十六條 本會ノ豫算、理事會ノ承認ヲ經、決算ハ總會ノ承認ヲ
經ルコトヲ要ス

第六章 會議

第二十七條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之レヲ基本金
ニ繰入レ又ハ翌年度ニ繰越スコトヲ得
第二十八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス
臨時總會
定時總會
評議員會
理事會
第二十九條 定時總會ハ每四月中一回會長之レヲ召集シ決議ノ承認
ヲ求メ會務ヲ報告シ重要ナル事項ヲ決議ス
臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ會員半
數以上ノ請求アリタルトキ之レヲ召集ス
理事會ハ會長、副會長及理事ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必
要ト認メタル場合若クハ理事半數以上ノ請求アリタルト
キ之レヲ召集ス
會長ハ監査役ノ意見ヲ徵スル必要アリト認メタル場合ハ
其ノ出席ヲ求ムルコトヲ得
監査役ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得其場
合ハ理事會同様に決議權ヲ有スルモノトス
評議員ハ會長必要アリト認メタルトキ之レヲ召集シ委員
會ニ委員相互ノ申合セニヨリ之レヲ開クモノトス
總會ハ五日以前ニ通知ヲナスベシ
第三十條 總會ハ五日以前ニ通知ヲナスベシ
第三十一條 總會ハ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委
任スルコトヲ得
附則
第三十二條 會則ノ變更ハ總會ノ決議ヲ要スルモノトス
第三十三條 本會事務施行ノ爲メ必要ナル規則ハ別ニ之ヲ定ム
第三十四條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適當處理スルモノ
トス
第三十五條 本則ハ昭和十一年四月二十三日總會ノ決議ヲ經タルヲ
以テ即時實施スルモノナリ 以上

石炭鑛業 互助會報

第五號

目次

本會々則	(頁外)
鑛夫の雇傭勞役に關する講演	坂本行敬 (三)
互助會事件思出話	足立達夫 (五)
退職積立金及退職手當法に關する質疑解答速記録	(三)
燃料關係二法案	(三五)
昭和十一年度瓦斯炭塵爆發	福岡鑛山監督局管内 (三)
油化工業に就て	加治木須惠人 (三)
石炭の灰分に就て	大阪石炭協會 (三)
石炭鑛の自然發火に關する調査	日本鑛山協會福岡地方委員會 (四)
報	(四六)
互助會石炭株式會社社長副社長就任	(五〇)
婦女子入坑延期陳情	(五〇)
統計	(五一)

鑛夫の雇傭勞役に關する講演 (四)

前福岡鑛山監督局監督官補 坂 本 行 敬

本文は昨年八月福岡縣嘉穂郡上山田公會堂及直方市公會堂に於て各鑛山實務者の爲にしたる講演を更に筆述し系
統立てたものである。
(坂 本)

第七條 鑛業權者ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス
鑛業權者ハ鑛夫ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ拘ラス午後十一時
迄就業セシムルコトヲ得

鑛業權者ハ鑛夫ヲ二組ニ分チ交替ニ坑外ニ於ケル選炭作業ニ從事セシムルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ第一項ノ規
定ニ拘ラス午後十二時迄就業セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ午後十一時後ニ於テ就業セシムルトキハ午後十二時ヨリ
午前六時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス
鑛業權者ハ鑛夫ヲ三組以上ニ分チ交替ニ坑外ニ於ケル選炭作業ニ從事セシムルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ期間ヲ
限り第一項ノ規定ニ拘ラス就業セシムルコトヲ得

本條第一項は申す迄もなく、保護鑛夫の深夜業禁止を規定したものでありまして又半面に於て我國に於ては、午後十時
より午前五時に至る間を深夜として取扱ふことを規定したものと申すことが出来るのであります。

本條第二項、第三項、第四項は第一項に對する例外規定でありまして、是れを今少し詳しく申しますならば、第二項は坑外
夫、坑内夫に拘らず、鑛夫を二組以上に分ち交替に就業せしめ且つ鑛山監督局長の許可を受けたときは、午後十一時迄就業
せしめ得るのであります。之は本規定施行當時即ち昭和八年九月一日以前に許可を申請したる鑛業權者に許可されたの
でありまして、今迄午後十時以後に就業しなかつた鑛山が今後此の許可申請を致しましても原則として許可されません。
第三項は、鑛夫を二組に分ち坑外に於ける選炭作業に従事せしむる場合に限り鑛山監督局長の許可を受ければ午後十二
時まで、就業せしめても差支ない、而し此の場合に於ても午後十一時後に於て就業せしむるときは午後十二時より午前六
時に至る間に於ては就業せしむることは出来ません。

第四項は、鑛業權者鑛夫を三組以上に分ち交替に坑外に於ける選炭作業に従事せしむる場合は、鑛山監督局長の許可を
受け期間を限つて第一項の規定に拘らず深夜に就業せしめても差支ないのであります。

第二項及第三項については、本規定施行當時相當多數の鑛山が本項の許可を受けたのでありましたが、鑛山側に於ても
設備の改善なり又は作業能率の増進によりまして、今日では許可は受けて居ても事實は第一項の原則に基いて作業して居
る鑛山が多數であります。第四項の許可を受け三交替制に依つて深夜選炭作業を爲すものも十數炭鑛ありますが、是れ等
の炭鑛に於きましても、未選炭「ポット」の新設、擴張、或は選炭機及び水洗機を増設する等即ち設備の改善を爲し、
深夜の出炭は之を「ポケット」に入れ、選炭作業を深夜に非ざる時間に集中する等準備中のものもあり又は保護鑛夫に替
ふるに十六歳以上の男子を以て深夜作業を爲さんとする炭鑛もあり、何れにするも茲一二年後には保護鑛夫の深夜作業禁
止も例外なく實例されるものと見込を附け、當局に於ても當業者に對し之が準備對策の促進につき勸奨して來た次第であ

りましたが、本條については先般昭和十一年七月六日附内務省令第二十二號を以て、左記の通り改正せられたのであります。即ち第二項の一部變更を行ひ第三項及第四項の規定は全部之を削除し昭和十三年九月一日より之を施行することになつたのであります。

記

内務省令第二十二號

鑛夫勞役扶助規則中左ノ通改正ス

昭和十一年七月六日

内務大臣 潮

惠 之 輔

第七條第二項ヲ左ノ如ク改メ同條第三項及第四項ヲ削ル鑛業權者鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス石炭鑛業ニ在リテハ十六歳未満ノ者及女子、其他ノ鑛業ニ在リテハ十六歳以上ノ女子ヲシテ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ午後十一時ヨリ午前六時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス
第十一條第一項中「第七條第一項乃至第三項」ヲ「第七條」ニ改ム

附 則

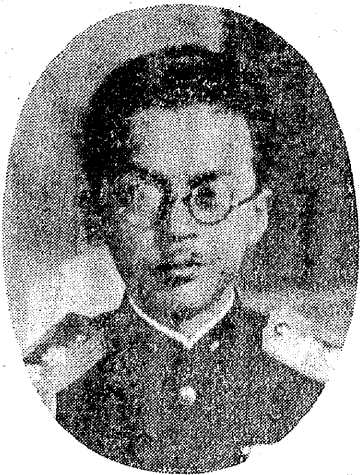
本令ハ昭和十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

以上述べた如く目下第二項乃至第四項の許可を受けて深夜作業をして居られる炭鑛でも昭和十三年九月一日以後は前記改正の通り實施せられますので、夫れ迄には作業に支障を來す事のない様に着々準備をして置く事が必要であります、之は實際仕事をして居られる皆さんの事ですから申上ぐる必要もないことと存じますが、一應御注意申上げて置きます。(續)

互助會事件思出話

元福岡縣警察部長

足 立 達 夫



石炭鑛業互助會編輯係の方が、突然訪ねて來られて、私が福岡縣警察部長在任當時勃發した、撫順炭輸入阻止運動の思ひ出話をせよと云はれる。近頃、浪人生活の氣安さから酒盃に親しみ淡々たる心境を樂しんでゐるが、今でもあの頃を回顧すると血湧き肉躍るの感がある。兎に角、私の、長い官界生活で、あゝいふ重大事件に直面した事が無いので終生忘れ難いのは云ふ迄もない譯二千名に近い坑夫群が、撫順炭輸入阻止請願の爲め、大デモ團を組織して縣廳に押し寄せて來た事なんか福岡縣としては眞に空前の一大事件である。色々な流言蜚語やデマが飛び、最悪の場合も懸念されるといふ。で、縣全體としては嵐を孕んだ風雲の急に暗澹たる氣分に浸されてゐた。かういふ危局の最前面に曝された自分が、どんな風に

してあの難局を切り抜けて行く事が出來たかをお話するのは些か狂瀾を既に往に廻らせるかの感があるが、當時重大危機を前にして官民兩派の人々が豁然我執を棄て、大乘的な高い見地に立ち、心から手を握り會つたが爲に僅か數十時間で、あれだけの大事件が治安上一片の懸念も無く無事解決を

見た事は慥かに特筆大書すべき事である。
勿論管下の警察當局としての機敏な對策が講ぜられたと云ふ點は見逃し得ないが、それ以上に興つて力あつたのは、より高所に立つた人間味の偉力といふものである。あの事件を單に記録的な一事件として見たくはない。温かい涙の籠つた

人間的な、心と心との問題として見たいのである。

前書きが聊か長くなつたが思ひ出す儘に記す事にしよう。若し、獨り合點の、誤りがあれば御寛恕を願ひ度い。満洲くんたりから來た撫順炭が内地でのさばつてゐては我々中小炭礦業者の破滅だ、といふ悲痛な叫びは前々から私の耳にも這入つてゐた。現状の儘では中小炭礦業者は一刻も晏如としてゐられない。撫順炭輸入阻止の爲めには、政府當局を動かさし、滿鐵に對抗せねばならない、と互助會系の人々が切實な決議をしたといふ事は逸早く私の耳に入つてゐたが、何よりも神経が鋭く尖つたのはその決議と共に陳情運動の大々的な制策が行はれたといふ事である。政府當局へ陳情の爲め、決死隊を二百名ばかり組織して大舉上京し、一方では坑夫達の大示威運動を起さうと云ふのである。事態容易ならずと私の耳はピンと逆立ち、神経は鋭く緊張した。

撫順炭の輸入を阻止して我等の生活權を擁護せよ、と云ふのだから主旨としては悪くないと諒解はしてゐたが、炭坑を總動員して一大示威運動を起さうといふ事は相手が相手だけに由々しい大問題である。何しろ、炭坑と云へば荒くれ仕事をしてゐて氣の荒いと思はれる男達ばかりである。さういふ集團が大舉押しかけて來るといふのでは寸時も猶豫はしてゐられない。事を未然に揉み潰さなくては治安上の大問題である。私は決然と起つて一舉に潰滅を計るつもりであつた。

扨て、この運動の中心人物として警察で睨んだのは、互助會の大御所と稱せらるゝ中島徳松、小林勇平、松尾三造の三氏であつた。この中で直接運動のリーダーと目せらるゝのは小林勇平氏だと看取したので、何よりも先づ小林氏を召喚して事情を聴取しなければならぬと考へた。

私は背廣服に着替へ、今上海に行つてゐる青柳特高課長や西山刑事課長を同伴、自動車で折尾警察署長官舎へ出向いて此處で小林氏の出頭を待つ事にした。

小林氏の來たのは夕暮近くである。倭軀に淺黒い面貌は見るからに氣骨の士と思はれた。その大膽不敵な面魂は、悲壯な決意で泰然としてゐる。肩一つ動かさず、唇は堅く結ばれ、何ものにも動じざる威力が坐つてゐる。私も青柳君も、どちらかと云ふと官僚臭の嫌ひな書生肌の男で恬淡として街ふ所は無いが、かういふ資性が、一脈線の大きい小林氏の風格

の一部に通じる所のあるのを私は直感した。瞬間私は時局の重大性を忘れたかのやうに氏の風貌に魅せられて了つた。

緊張に硬くなつてゐた私の顔は柔かにほぐれ始めた。微笑さへも口邊に感じながら、私は、うむ、この男は話せるぞ、と思はず肯いたのである。其處で、先づ、小林氏に向つて訊ねた。

『小林さん、互助會系の炭坑で、大々的な示威運動を制策してゐるといふ、不穩な情報を知らないといふ譯は無いと思ふが……』

『……』

氏は默然としてゐる

『警察としては貴方がこの運動の中心人物だと睨んでゐる、如何です包まずに打明けられては……』

『知らないですよ』

一言いつたきり泰然たるものである。

聞きしに優る稜々たる氣骨の士だなと内心感じながらも私は相手の自若さにやゝ苛立つて來た。

『今になつて隠されても既に遅い。みんな計劃をこちらから御話してもよい位承知してゐるからどうです、眞直に打ち明けられては』

『全然知らないですよ』

この圖太さでおし通さうといふのだなと思ひながら私は内心相手の執拗さに小面憎さを感じた。

場面は全く重々しく緊張の底に沈んで堅く閉じられた室内の空氣は鬱積し切つてゐる。

私は憂慮に暗くなつてどうすべきかに暫し迷つた。相手が豪膽を以て鳴る男だけに、これでは勝負にならないと壓倒を感じながら私は愈々當惑した。

(7)
その時私は不圖思ひついたのである。かういふ非凡の人士に堂々と正攻法を以て對峙しても駄目だ。宜しく逆手戦術を以て虚を突くに在り。

私は決然と云つた。

『小林さん、貴方は嘘の云へる男ですか』

この意外の言葉に小林氏は明らかに動揺を感じたのである。太い眉がピリツと動き双眸がぎろりと光つた。私としてはまさに一本打ち込んだ形である。

既に、相手の氣が動いたからには一瞬も躊躇出来ない。續いて私は真向から打ち込んで行つた。

『貴方は嘘を云ふ人ぢやないでせう、どうです小林さん……』

刀のない眞劍勝負である。氏としてはまさに一刀を受け損じた形で「ウー」と云ふ唸り聲も發すまじき窮地に追ひ詰められた譯である。

私は決河の勢で攻め立て、行つた。

『デモをやるつもりなら堂々とやるがよい。然し幹部の人々は此處で慎重に考へねばならない、警察から手入れがある」とこの運動は潰滅しなければなるまいと思ふ、貴方としてはどういふ考へでいられるのか』

男が男を感じたのである。颯と小林氏の顔には和氣が漂ひ緊張が弛み始めた。

私は續けて云つた。

『警察としては問題が生活權の擁護にあるから決して無理解は云はないつもりである。寧ろ、同情さへ感じてゐるが縣の治安確保は絶對的な重責である、此處で結論として云ひ得る事は福岡へデモを許さう。人数は制限しない。各自襟を掛け、小隊を作り、班長を設けよ。参加者の身體検査を嚴重に行ひ兇器は絶對所持せざるやう呉々も注意せよ。兎に角正々堂々とやり給へ。それでなければ輿論としても反感を持たれ結局運動は潰れ、目的は失はれるに相違ないと思ふ』

腕を組んで聽いてゐた小林氏は決意を眉宇に閃めかしながら徐ろに口を開いた。

『御趣旨はよく判りました。宜しい、私も男です、一旦かうと引き受けたからには寸毫も違わずやりますよう、御安神

下すつてい……』

頼母しい言葉である。力強い返事だ。男といふものが全幅的に籠つてゐる。面目躍如たりである。

私は大きく背いたゞけである。云ふべき言葉を知らないからだ。重大な會見が男で始まり男で終つたのである。光風霽月、眞に何ものをも残さざる見事な解決であつた。

此處で私はもう筆を擱きたいのである。これ以上書くのは蛇足だと思ふのだが、當時の實情を出来るだけ明細に書く事は、事件の顛末を後代に傳へる上に必要だと思ふからもう少し書いて置かう。

右の會見が午後七時頃から始まり深更十二時までまでに及んだのだから、如何に間の多い暗然的な劇的對見であつたかと思像されやうと思ふ。

運動は果して期待に背かず終始見事な統制を見せて一糸亂れざるものがあつた。二千名に近い坑夫群が續々と博多驛に降り大デモ團となつた。

最初から中山知事は大局も握つて居られたが示威軍との會見は仲々難かしい注文を出すのでお骨が折れた様であつたが溫情溢るゝ御態度に代表者は感激して圓滿に解決した。

縣廳前の廣場に二百名ばかりの示威者が入つてゐたが、私は職務上五百名近い警官を總動員して秘密裡に警戒網を敷いたのである。

さうしてゐる間に藤政友會、原民政黨幹事長が仲裁に入りたといふ訪ねて來られたけれども私は仲裁の必要はない。然し縣民代表として解決に當つて貰いたいと云つたが、結局私達三人で相談し知事と協議した。その結果陳情團に對しては今所の縣廳として知事の上京兩縣民代表の上京によつて極力主旨に添ふ様に努力しようと思つたのである。

陳情後即刻知事、縣會議員代表、代議士諸氏等の上京が決議され、この事は各新聞に大々的に書き立てられた。運動が東京に移ると云ふことになつたので坑夫軍は全部トラックに分乗、夜中に意氣揚々と歸還したが、さしもの大運動も潮の引くが如くがやうに一つの事故も無く平穩無事に落着した。

併し乍ら上京の件で又一悶着が生じた。三百名ばかりの決死隊が上京の爲め、下の關に渡つたといふのである。私は急遽中島氏に電話をかけ三百名も上京する事は不穩である。出發しても大阪あたりで禁足されるが、假令入京しても東京驛で總檢束されるから、と忠告した所氏はこれを諒として呉れて山陽ホテルで解團式を行つたと云ふ事である。結局上京したのは二、四十名だつたが、この人達は檢束を喰はなかつた。

こういふ次第で私にどうやら大任を果す事が出来てほつとしたが、兎に角、あゝいふ大きなデモの前例は縣としては空前事であるから、それだけに驚天動地的な大衝動を捲き起したのである。

私としては最初からデモを禁止する意見は無かつた。兎に角抑へようとしても抑へ切れない熱意があつたので私の氣持は打たれるのである。

炭坑の死活問題からあの熱意協力が生れたのだと思ふ。

互助會人士の團結力の強さには實際私は驚いてゐる。砲彈のやうに火熱と偉力と恐怖とを包藏して、遮二無二轟進しよといふのだからまさに爆彈的存在である。

炭坑には相當の人物がある事を、あの時、初めて發見したのが、私としては何よりも大きな收獲であつた。代表として陳情に來られた三四十名の人々は、いづれも、非常に紳士的な態度で實に物判りのよい人ばかりであつた。男らしくて約束を違へない事には全く感じ入る。所謂、川筋氣分の良さといふものには必々と打たれた。中山知事にしてもあの人々の熱意に心から動かされて上京を決心されたのだと思ふ。

あの運動の事は二日前に情報が入つてゐた。

この情報を持ち込んだ某巡查はその後直ぐに部長に昇進してゐる。兎に角小林氏との會見が新聞記事に洩れると色々紛議が起るといふので、この秘密を嚴守する爲に私は非常な苦心をして八幡の宿屋に逃避したくらゐである。

小林氏が後で述べられた所に依ると、氏は、家を出る時には確實に檢束されると思つたので、絶對口外しないといふ決意で出頭されたものらしい。最初小林氏は警察に留められるものと思つて飽くまでも秘密にやるつもりだつたらしいが、

騷擾事件になるとこの運動は失敗するに決つてゐる、と私の云つた忠告を諒とされ、警察の立場をよく了解された事は有難かつた。あれだけの大示威運動が、聊かの懸念も無く落着いたのは、警察をよく理解して大局に立たれたからである。

小林氏のような人を知つた事は何といつても頼もしい思ひ出である。結局問題は人間であると思ふ。私は嘗て靜岡縣に在職していた頃清水次郎長の像を見た事があるが、小林氏の風貌なり性格なりに次郎長的なものを見出してゐる。悠揚として迫らず、豁達豪壯な風格は兩者共通のものがあると思ふ。

私の福岡縣在任は約半年に過ぎなかつたが福岡縣、眞に愉快な思ひ出の土地である。事件として目星しいのは、この示威運動と選舉と兎熊騷動とだけであるが何といつても互助會事件は終生忘れられない。

その後互助會は愈々立派に發展してゐるとの事であるが、人物揃ひの同會としては當然の事である。目下石炭國策の重大化する折柄同會の汪洋たる御發展を祈つて敬まない次第である。

(をばり)

退職積立金及退職手當法に關する

(二)

質疑解答速記録

昭和十二年一月三十日直方市筑豊鑛山學校にて開催

監督局(補足)

貴方の御質問は、雇入れの當初は標準報酬日額が決して居らないから、實收賃金に據れと云ふことになつて居るのだと、此方の説明をお聴きになつて居るのではないかと

思ひますが、假令雇入れと同時に、其の月の報酬日額が既にお定めになつて居つても、雇入れの月だけは實收賃金に據らなければならぬと云ふのであります。そこを誤解になつて居るのではないかと

思ひます。其の證據には解雇なされた月は、前から來て居るのでありますから標準報酬日額があるけれども、實收賃金に據らなければならぬと云ふことになりませう。

問

労働者は退職積立金の支給を要求しないで、例へば炭坑の逃走坑夫のやうな場合であります。要求もしない、行衛も判らないと云ふやうな場合、其の積立金は何うなりませうか、或は十年の時効に係るものでせうか。

答

其の問題は法律問題としては、實際本法に關係のない事柄でありますから、一般の法律制度に依つて解釋なさる外ない

かつて居りませうが、其の郵便局の通帳は事業主が保管して居りますから其の金の請求権も事業主にあると思ひます。所謂民法百六十二條の取得事項になるのではないかと思ひます。従つて其の権利は事業主に歸するのではないかと思ひます。

然ふ云ふ解釋が或は出て來る餘地があるかも知れませんが、私共は然う云ふ心配はないと思ひます。債権は労働者であり、債務は銀行、郵便局である、預かつて居るのは貯金通帳ばかりで、債権には關係がない通帳でありますから、取得時効が起つて來ることはない。従つて債券關係に於ては普通の狀態と變りな

問

それでは更に微妙な問題になつて參りますが、事業主が行衛不明の坑夫に代つて、事務管理として貯金通帳を持つて居るから、郵便局に行つて時効の中斷をやつたと云ふやうな場合に於ては、二十年後には事業主の有に歸しはしませんでせうか、時効の中斷と云ふことは第三者でもされる筈であります。

答

時効の中斷と申ししても、労働者の債権が新に進行して行く關係になつて來る——労働者の債権關係に於ては何等變りはないと云ふことになるから、矢張り其の後も新に時効の進行を始めること云ふことに考へるより外なからうと思ひます。尙然う云ふ點になると、私共専門家でありませぬが今申上げたことは間違はないと思ひますが、併し之は先程も申しますやうに、本法關係でなく、民法關係でありますから、一般の法則に依つて解決されるだらうと思ひます。

三十條の十二日分でございますが、之が十二日分以上を

思ひます。其の積立金は労働者の財産であり、労働者の債権でありますから、十年間經過すれば時効に依つて債権が消滅するのは已むを得ないことであらうと思ひます。

其の十年の時効にかゝつた場合に於ける、其の権利は何れに歸屬致しますか、國庫ですか事業主ですか。

御承知の通り法は労働者名義に依つて積立つべしと云ふことで、實際積立金は労働者の名義になつて居ります。實際的にも労働者の財産であり、郵便局、銀行との關係に於ても、債権債務の關係に於ても普通の貯金と何等變りはないのであります。之に對して事業主は色々世話をしなければならぬ、労働者自身も在職中は引出せないと云ふ制限を受けるだけでありませぬ。其の他に於ては普通の債権關係と何等異なることがないと思ひます。

其の場合に於て、労働者が退職積立金の支給を要求せずして逃走したと云ふやうな場合は、勿論郵便局は労働者名義で預

要求すると云ふやうな話を聞きますが、原則として十二日分として差支ないのであります。

三十條に付ても、先程色々御質問がありますが、實はよくお解りになつて居ることと思ひまして深く申上げなかつたのであります。三十條の第一項に於ては、行政官廳の許可を受けなければ規定に依つて支給することが出来るやうな意味に解せられるのであります。而して其の許可を受けた場合に於ては、法三十條三項に依つて最低限度の支給をしなければならぬ義務があるのであります。所謂最低限度の十二日分を示したもので、其の規定に據るならば、法三十條の一項に依つて監督官廳の許可を必要とすまいと思ひますが、三十條に於ては、十六條、十七條以下の規定に拘らず規定を設けたならば、三項の最低限度でさへあれば

然う云ふ規定で支給することが出来るやうになつて居ります。法の三十條に於て最低限度を定めて、尙一項に於て監督官廳の許可を受ける所以は、十二日を最低限度として、大體に於てはそれ以上は監督局の許可を得たならば、支給し得ると云ふことを規定したのであります。監督官廳たる鑛山監督局に於ては、十二日分以上此の會社工場に於ては、何の程度が適當であると云ふ程度を見て許可することになるのであります。十二日分できへあれば常に許可すると云ふことは、監督局としては致し兼ねると思ひます。然うでなければ此の第一項の意味を解するに苦しむのであります。而して如何程ならば許可を與へるか云ふことは、法律上形式的には監督局の見處に依つて許可を與へるのであります。併し實際問題としては、各事業に於かれまして、既に規定を有つ

て居られる會社が相當ある。又新に作られる處もあり得ますが、或は失禮な申分かも知れませんが、私自身も事業の實情に疎いのであります。従つて監督局の方々も皆様よりは事業の實情に疎いと思はれます。従つて監督局は實情を判断して許可すると云ふのは法律上のことであります。實際問題として皆様が最もよく事業の内容を知つて居られるのでありますから、其の頃合と云ふものは皆様がよく御承知になつて居るのでありますから、其の頃合に依つて申請なさつたならば、監督局は實際問題として、其の儘許可する場が大部分であらうと思ふのであります。或は結果に於て全部であらうと申上げてよいと思ひます。繰返し申上げなければならぬのは、法は十二日の最低限度を決めたのであるから、十二日の最低限度以上、妥當なる處を見計つて許可すると云ふ、其の趣旨は否定することは出来ないであります。従つて監督局は何の程度がいゝかと云ふことは、前に申上げますやうに各鑛山の實情を御覽になつて、それ〴〵御判定になることと思ひます。皆様に於かれましては、自分の鑛山の實情をお考へになつてお作りになることと思ひます。即ち儲けのいゝ鑛山に於ては、いゝ規定を作られるでせう、又利益がなくて配當も非常によいと云ふ譯ではないが、他の小さい鑛山に比べて、社會的にも立派な鑛山と認められて居る鑛山は、所謂格の上から申しまして最低限度の十二日分と云ふやうな規定は持つて来られないと思ひます。然るに云ふ點は心配はないと思ひますが、結局何ふ云ふ程度が妥當であるかは一概には抽象的には申し兼ねると思ひます。或は山の格もありませう、會社の格もあるでせう、或は品位もあるでせう、

或は利益が澤山あるかないかと云ふことも一つの標準になつて來ると思ひます。又十六條、十七條に明に示して居りますやうに、勅令に明に示して居りますやうに配當率に依つて、十六條、十七條の積立は變化を生ずるのでありますから、之も一つの参考になると思ひます。例へば十七條の積立は、利益配當率が五分を超えれば賃金の百分の一、八分以上ならば、更に百分の二を積立てる十六條と合せて百分の四とか、一割を超ゆる配當のある會社に於ては、十六條、十七條に依つて百分の五を積まなければならぬ、之も一つの参考になると思ひます。併し其の通りやつて頂きたいと監督局は申さないことは當然であります。殊に最近配當がいゝ……と申しますと誤解があるかも知れませんが、兎に角相當景氣がいゝのでありますから、過去に於て非常に苦しんだ炭坑、石炭業者に於かれましては、最近偶々景氣がいゝからと云ふて、直に十五日分とか十八日分とかお願ひすることは酷に失するかも知れませんが、長い眼で見れば極端に云へば、創業以來ずっと二割とか二割五分の配當をして居るなら、それに對して相當高い程度の規定でなければ許可しない場合もありませうが、最近だけ配當がいゝからと云つて、十六條、十七條に照合してそれ相當の規定でなければ許可しないことはなからうと思ひます。之は参考になると云ふことを申上げるのであります。然るに云ふ意味に於て此の三十條の頃合の處は、皆様方自身に於て最も適當なものをお作りになるものと信じて居るのであります。特に三十條は十六條、十七條と異つて、十六條十七條は利益の有無に依つて、或る程度波を打つて、スマイティンク的なつて行きますが、三十條に依

つて規定を作つたなら、其の鑛山に於ては坑夫の手當に關する、一つの憲法が出来上るのでありますから、事業自體も之を改正すると云ふことは、極めて困難なことも監督局も充分承知して居ることでありませう。従つて最近だけいゝからと云つて、それを基礎として多額の手當の支給を要求すると云ふことは因りないのであります。將來永く續き、過去に於ても之位の配當があつたと云ふことならば、それは参考になることと思ふのであります。然るに云ふ程度に於て頃合の處をお考へになりまして、單に十二日分と云ふれば許可になるものと云ふ考へをお棄てになりました上で、自分の會社の適當であると云ふ頃合を考へて、お作りになつた規定ならば、監督局が大體に於て許可するものと、然るに云ふ意味にお考へ願ひたいのであります。

問 只今のお話で十二日分——現在の規定を四十三條で残して置きまして、新法に依る分を十二日分と一率に決めると云ふ場合は、許可しないと云ふ御方針があるでせうか。

答 現在持つて居る規定がいゝ場合ならば、民法上と申しますか、一般の自由な制度として、それを残して置いて民法上のものは十二日分で行かうと云ふ場合、監督局として或は皆様方に於かれまして、本法に依る規定が何れ位のものか、先づ適當な處の見定めがつかないならば、其の場合に於て其の最低限度の規定を定めて、從來の普通の自由契約として残さうとなさる場合は、之を無理にお止めする方法は持たんかとも思ひますが、然るに云ふ場合に吾々の希望としては、新に作るものは別として、現在既に規定を持つて居られる會社として、何を好んで二本立にして、而も本

法上は從來のものより少いものをお作りになるか、然るに云ふ必要はなからうと思ふのであります。先程來屢々申上げるやうに、會社としてそれをやることに依つて、労働者に要らざる不安を與へ要らざる紛議を起す虞れがある、勞務管理上不利である、故に現在いゝ規定を持つて居られるならば、其の規定を其の儘許可を受けるやうにして頂きたい、然るにすることが所謂三方圓く治まるのぢやないかと思ふのであります。それは本法に採入れると云ふことは、利益のある場合はありますけれども、不利益になる場合はないのでありますから、其の點充分御諒解を願ひたいと思ふのであります。會社内部の自由契約だからと云つて自由になるとは思ひません。労働者が期待をかけて居る規定が、それが原因になつて争議が起らないやうにと云ふことで設けられた規定でありませうから、それを監督局の許可を受けても、労働者として別に權利を得たと云ふ感じはなからうと思ひます。既に規定を持つて居る以上、それに依つて手當を支給せられる權利を有つて居ると解釋せられて居るのでありますから、それがいゝか悪いか知らないが然るに云ふ實情にある以上は、其の規定を其の儘許可の申請をなさつた方がいゝと思ふのであります。唯吾々御心配になる點は想像せられるのであります。それは從來の規定に依ると、場合に依つては減額するやうなこと……言葉が悪いが、そこを曖昧にして手加減出来るやうに出来上つて居る、それを監督官廳の許可を受けると云ふことになると、許可にならないであらうと云ふ御心配が率直に申上げますとあるのでないかと云ふ氣持が致して居るのであります。然るに云ふことは御心配になる必要はない、先程申上

げますやうに最低限度が決つた上に於て、それ以上支給なさることは、如何なる規定たりとも差支ないものでありますから、其の點は御安心なまつてよいのであります。例へば二十分なら二十日分として十五日分を最低とし十五日分と二十日分の間に於ては、其の範圍に於て『適宜増額することあるべし』と云ふ規定でも監督官廳として許可することになつて居るのであります。然らう云ふ意味に於て其の點は御心配ないやうに願ひます。此の場合監督局の強い希望と致しまして、現在の規定其の儘を申請して頂きたいのであります。何も労働者だけを中心とするのでなく、或は要らざる御接介かも知れませんが、爭議の起らんやうな勞務管理上其のことが必要であると云ふやうに考へて居るのであります。

問 只今のお答へでよく解りましたが、現在の規定其の儘で許可を受ける場合、例へば或る會社に於て現在一ケ年に付て三十日分以上やつて居る場合、法第八條は現在百分の七となつて居りますから假りに二十五日位に計算して居りますが、二十五日迄はよい、後に三十日分と決めた場合、詰り規定がだぶつた場合は何うなりますか。

答 只今の點は皆様の御參考になると思ひますが、私が先程準備積立と手當の支給は別な事柄であると申しましたことが、其の儘只今の御質問に適切なお答へになるのであります。百分の三・三しか積まないで、尙三十日分の規定を置かれて差支ないのであります。百分の三・三とか百分の七とかは一應の準備の爲の積立金であります。或は確實な事業に於ては、準備金が一文もなくても差支ないかも知れない。然らう云ふ場合は規定に依つて、三

十日分なり四十日分なり支給して下さつて差支ないのであります。準備金とは無關係のものとお考へ願ひたいのであります。準備金が出てくれば、將來支給して下さればよいのであります。他の財産から出してもよいと云ふことは、從來と何等異らないのでありますから、左様御承知願ひます。三十日分とか百分の七とか云ふのは、其の意味に於て關聯はないのであります。

問 法の三十四條に於ける罰則でございしますが、十二日分以上の場合には法律上の義務があると思ひますが、十二日分以上やると云ふ法律上の義務は何處にもないと思ひますが、之を許可なさる場合に「十二日分以上」云々と云ふことが要るのでありますらうか。

答 只今の御質問も時々受けるのであります。法律上の義務と云ふこと、罰則が附せられて居ると云ふことは全然別個の事柄であります。罰則五章を削除しても差支ないこととあります。例へば施行令第二條第二項に於て、標準報酬日額の許可でも許可を與へない場合もあります、だからと云つて別に義務が過重されたこと云ふことはないのであります。又、法律上の義務であるから常に罰則が加へられると云ふことは勿論ないのであります。而して三十條に依つて許可を受けたならば二十日分であつても二十五日分であつても一應は其の規定に依つて支給しなければならぬ法律上の義務が生ずるのであります。其の義務は民法上の義務なりと解せられて居つたのであります。今度は國家が強制した義務になるのであります。許可を受けたから監督を加へる意味に於ける義務——公法上と申して差支ありませんが、公法上義務づけ

られたと云ふ義務が生じて來るのであります。從來も義務であるが、より強い義務を生じたことなるのであります。之に對して刑罰を附するか否うかと云ふことは別問題であります。例へば十二日分は最低限度である。之を支給しなかつた場合、尙刑罰を附せなくても差支ないのであります。併し乍ら本法は十二日分をも尙支給しない場合、三十日分の規定を持つて居られます場合には、其の規定に依つて支給なさる義務が生ずる、併し乍ら何の程度に進んだときに罰則を加へると云ふ強い義務と看做すべきかと云ふとは刑事政策上の問題であります。御承知の通り法上色々義務はありますが、必ずしも罰則を以て臨み得ないのであります。然らう云ふやうに御解釋を願ひたいと思ひます。

問 併し乍ら十二日分以上の場合、所謂民事上の關係になつて來ると解釋するのであります。十二日分迄は此の法に依つて支給すべしと云ふことは法律上の義務であるが、十二日分以上の場合に於ては、普通一般の退職手當と同じやうな、所謂民事上の問題になつて來ると思ひます。所謂『義務』『義務』と云ふとき『義務』とお考へになるか否うかと云ふことを承りたいのであります。

答 何れも私の云ふことが徹底しないと見えますが、法律だけと致しましては、監督官廳をも縛る意味に於て、即ち國家機關に對して、法律が縛る意味に於ては、十二日分を以て最低としたのであります。即ち事業會社をも、許可聽たる國家の行政官廳をも……假令行政官廳と雖も十二日分は動かすことが出来ないと云ふ、強い意味に於て此の制限を設けたのであります。而してそ

れ以上のものには、法律は國家制度として行政機關に任せられたのであります。其の意味に於て十二日分以上で、監督官廳の許可を受けて、それに基づいて法に採入れたのでありますから、法と同様の効果を生ずるのであります。それが法律上の義務となるのであります。罰則を以て臨むか否かは別でありや例へば色々な設備に於て、行政官廳が鑛山監督局が鑛山會社に對して命ずる場合がありますが、法律上に於て具體的に決めてもよいのでありますけれども、何處の山に之々を作れと云ふことは、法の上に書かせるんから、包括的に國家機關に任せて、それに基づいて命令を出すので、其の命令は法律に採入れた法律上の命令であります。法律上従はなければならぬ義務があるから、それに對して罰則を加へ得るのであります。之は等しく國家から課せられた義務であるとして憚らないのであります。然らう云ふ意味に解して頂きたいのであります。許可を與へられた規程に従て支給しなければならぬのは法三十條に基き國家から命ぜられた義務であります。

問 よく解りました。然らう致しますと、若し法律に依つて定められたとするならば、四十三條に依つて所謂給付規定を持つて居るとすれば、それを其の儘置して置いて、新法に依る十二日分をやらうと申請した場合に、例へば坑夫の勞務扶助規定の中に、現在の規定を書いて、双方届けた場合に許可せらるゝでせうか。

監督局(補足) 只今のお答ねは、法律上監督局に委任せられた權限内のことだと考へます。今高橋事務官から御説明になつた如く、其の會社社會の頃合の處を定めて許可申請をなされたものと認める場合は、許可するだらうと思ひます。併し此の會社

は然ら云ふ風に、法律上の義務を課せられることは嫌やだから、自分の任意にして最低でやらうと云ふことで申請されたものと認められ、又其の事實が明である場合は、第百十條の許可はしないことにならうと思ひます。従つて勢ひ其の會社は、十六條、十七條の規定に依つて、積立金をなさなければならぬことになりはしないかと思ひます。

答 餘り窮屈に堅苦しくお考へにならないやうに願ひたいと思ひますが、現在會社に於て持つて居られる規定を、適當にやつて頂きたいと云ふ意味であります。

問 只今のお話では、何か會社が自由に悪いことでもするやうにお考へになつて居るやうに伺ひましたが、決して然ら云ふこととはありませぬ。ちやんと決めて居て置けば、法律に決められた十二日分以上は、同じやうな問題になつて來ると思ひます。

答 何うして分けるでせうか、一緒の方が便利ではないですか。

問 四十三條に關係がある以上……一條がある以上、やつても差支ないではないかと思ふのであります。

答 四十三條は先程申しますやうに、例へば法律的に極端に申しますと、三十日なら三十日と云ふ規定を持つて居られる、今度は十五日位にして貰ひたいと云ふ限度に於て、其の上の處は、先程申しますやうに自由に動かして居るやうに規定を設けて許可を受ける方がよい、又強い意味に於てそれを望んで居る。それ以上は何んとしても此の規定に採入れることは嫌やだと云へば、それは已むを得ない、監督局としても之を許可せざるを得ない、十五

日さへ割らなければ許可します。

問 其の理由は、今度は特に不都合行為に依つて解雇する場合でも、三年以上は二分の一やれと云ふ規定がありますが、普通の鐵山工場に於て、懲戒解雇の場合はやらないことになつて居ります。それで其の半額をやると思ふことは、理屈に合はないのぢやないかと思ひます。

答 それらの點も豫め御説明申上げて置かうかと思ひましたが、充分お解りのことと思ひまして略したのであります。先程申上げましたのは、例へば十五日が其の會社で最低だと判定が出來れば自由だと申上げた意味は、假令不都合行為でも半減してはならない……十五日を最低として居るのに、三十日のものを持つて來られの場合も、矢張り不都合行為も七日半でよいのであります、そこで十五日以上は自由である、本法に強制して居るのは、規定に採入れられた最低限度の意味は、十五日なら十五日を最低限度として採入れるのであります。不都合行為は其の半分七日半の最低限度として減じ得る規定を設けて差支ないのであります。其の意味に於て二本に分れたと同じ効果を生じ得るのであります。特に此の點を御承知願ひたいと思ひます。本法は然ら云ふ期待をして居ると見られて差支ない。其の場合新に會社としては十五日でよいとすれば、原則として三十日とお書きになれば、之を半減したものは十五日と云ふことになる、それを然らうしないで一般的に十五日であるが場合に依つては三十日分を給し得ると云ふやうな書き方をなさつて置けば、不都合行為が解雇する場合は常に七日半だと云ふ規定を置いて差支ないのであります。何うし

ても二本に分けて置きたいと云ふことであれば、若し最低限度を十五日として、二つに分けて一つだけ已むを得ないとして許可するか判らない、願くば一本にして頂きたい、而も一本で二本の効果を生ずるのでありますから、却つて其の方が御便宜ではないかと思ひます。

問 例へば初年度は十二日分、満三年度になれば十五日、五年は十八日、十年度は二十五日、二十五年は五十日と順々にやつて行くことは差支ありませんか。

答 十二日を割らなければ且其の會社にそれが妥當だと思はれるならば許し得ると思ひます。

問 其の場合に最低を考慮なさるのであるか。

答 勿論考慮することになります。十二日を最低とせず最低を十三日にしていたゞき度いといふ場合があるでせう。

問 同一事業主で、Aの工場は經營状態がよい、Bの工場は經營状態が悪いと云ふ場合、勿論三十條の最低はやるのですか、異つた規定を設けた場合は許可されますか。

答 矢張り異つた規定を設けられた場合も、許可することはあり得るのであります。而して其の會社として之が適當なりや否やと云ふことは、其の配當率なんかも一つの参考になると思ひます。此の炭坑は今何う云ふ状態にあるかと云ふことも、一つの参考になるのでありますから、従つて山に依つて異つて來ると思ひます。一方の山は十二日分を許可するかも知れない、一方の山は収益も非常に多いから、十二日分では具合が悪いと云ふことで上

ものをお作りになるものと期待して居るのであります、さう難しいことを申上げるのではないと云ふことを御諒解の上で、所謂頃合のものをお作りになれば、其の儘或は許可にならうと思ひます。全部一率に十二日分を持つて來られたと云ふことを頭の上で考へて、監督局として全部許可を與へると云ふことはあり得ないと思ひます。

問 施行令第八條に『其の期間中の賃金より控除すること能はざるときは其の次の期間中の賃金より控除することを得』とありますが、若し事務上の手落で今月は控除しなかつた場合、來月控除すればよいことになりませんか。

答 事務上の手落で控除しなかつた場合は、法律上から云へば義務違反であります。而して義務違反でもやつた以上は、其の次に引かなければならぬと思ひます。本法上『控除する能はざるとき』と申しますのは、毎月一回控除することを申して居るのであります。従つて例へば週拂とか十五日拂とかになつて居れば、其の拂はれる毎に差引かるゝことも一つの方法である、又事務の便宜上第二回目に拂ふときに一ヶ月纏めて引かれても差支ないであります。擲くとも一ヶ月一回引くと云ふことを申して居るのであります。若し前の十五日は働いて賃金を得て居るが、後は全部休んだ爲に前の分を第二回目の支拂の時に引かなければならぬのに引けなかつたと云ふのが、之が所謂控除すること能はざるときに該當すると思ひます、それでそれは翌月の賃金から引かなければならぬと云ふことになり得るのであります。

問 それでは翌月二ヶ月分引いて差支ありませんか。

問 然う云ふ場合には、稼働者の承諾を受けることは要りませぬか。

答 然うです。

問 控除した金を郵便局に預けるとして、それを毎月預けますか、それとも三ヶ月に一回預けますか。

答 初めに一と互り御説明申上げたかつたのでありますが、其の必要ないとのことで説明を省略したのでしたが、御質問がありましたので少し詳しく御説明致します。法律上の建前は控除の都度滞りなく積立つべしと云ふことを原則として居るのであります。それは勅令の第九條に書いてあります併し乍ら實際問題としては、さう毎月々々郵便局とか銀行に持つて行くのは不便でありませうから場合に依つて二、三ヶ月分纏めて持つて行かれても差支ない、但し其の場合は監督局の許可を受けて頂くことに決めたのであります。施行令第九條第一項の但書がそれでありませう。更に施行令第十條に依つて労働者の他の財産と分別して郵便貯金、銀行への預金々々信託その他確實なる方法に依つてやつて頂きたいのであります。此の場合郵便貯金の方法で許可を受ける場合は、三ヶ月分纏めて貯金すると云ふ方法に據ると云ふ許可を受けて頂きたいのであります。原則として逓信省の希望もありませんので、然う云ふ方法でやつて頂きたいのであります。それから先程の御質問に對して關聯したことを申上げて置きたいと思ひます。退職積立金の控除に付て翌月に廻して纏めて控除する場合は、二ヶ月分引かれることになるのであつて、労働者の同意を必要とし

ないと云ふことを申上げましたが、それは労働者自身の爲、其の賃金を差引いて將來に備へて置くことと云ふ、現在行はれて居るいゝ制度であることを認めて本法に採入れたのであります。此の意味に於て國家の委任を受けて事業主が之を爲すことになつて居るのであります。唯労働者の意思は問ふ處ではないと申しますが、實際問題として或は無智な労働者があるかも知れぬので、さう云ふ規定のあることを、労働者全部に知らせて頂きたいのであります。即ち施行規則の第四十條に『事業主は退職積立金及退職手当に關する事項の要領を平易に記述し適當の方法を以て之を労働者に周知せしむべし』と規定して居りますが、特に御注意願ひたいのは、色々のことを適宜周知せしめて頂きたいのであります。其の周知方法は適宜お考へになつてよいのであります。労働者に話して聞かせるのも一つの方法でありませう、或は印刷物を渡されることも其の方法でありませう、又現在やつて居られるやうな揭示の方法がよいかも知れませぬが、其の場合にはよく労働者の眼に着く處にして頂きたいのであります。其の四十條は労働者の同意を必要と致しません。無智で知らぬ場合を慮れませぬので、差引く金額及其の時期方法を知らして頂きたい。例へば毎月の賃金支拂日の二回も三回もある處では、最後の賃金支拂日に差引く、或は毎支拂日毎に差引くと云ふことを書いて頂く、支拂日が何回もあるに拘らず一回しか控除しないと云ふ規定のある處では、其の月に休んで引けなかつたならば、其の翌月に引くののだぞと云ふことを書いて頂きたいのであります。第二は退職手当支給の金額を書いて頂

きたい、第三は其の手當の支給は、原則として決つて居るが、それを支給しなかつたり減額したりする場合、或は法律上決められた通りやられる場合に於ても、其のことを書いて頂きたい。尠くとも此の三つの事柄は四十條の退職積立金及退職手当支給に關する要領の中に入れて頂きたい、而して適宜周知の方法を執つて頂きたいのであります。

問 労働者が退職した場合、十二條に依つて事業主は滞りなく其の手續をしなければならぬ、之は本人が請求せんでも退職したら、事業主は直に手續をしなければならぬのでありませうか。

答 申す迄もなく今迄は法に依つて支拂に制限を加へて居つたのであります。今度労働者が退職積立金を受け得る権利を得たのであります。何時でも支拂を受けるやうにしてやらなければならぬやうになつた譯でありますから、退職と同時に其の支拂を受けるに付加へて居る拘束を解除する手續を執つて頂きたいと云ふのが、施行令の十二條なのであります。之に付ては銀行預金を引出して來て労働者に渡すならば、最も確實な方法でありませう。併し乍ら十一條にありませう通りに、郵便貯金とか銀行預金等には色々制限を附して、例へば事業主の署名捺印がなければ受取れないと云ふやうな方法で貯金して頂かなければならぬやうになつて居ります。それでそれらの事柄を元に戻される方法を執らなければならぬことになりませう。それで金を渡すのも一つの方法でありませうし、又労働者は郵便貯金其の儘持つて居たいと云ふことを希望するかを知らない、其の場合には規約貯金ならば組合から脱退の手續を執つて、普通の貯金にして通帳を労働者に渡される

ことも一つの方法でありませう。法律は何等限定することなしに其の義務を課して居るので、退職したら必ず直に其の手續を執つて頂きたいのであります。

問 然うしますと、本人が請求せんでも、事業主が支給の手續をして下さると、差押を喰ひますときは何うしますか。

答 其のときは何うも致方ありません。差押を受けてもしやうがないと思ひます。實際問題として然う云ふ差押を受ける處があるか何うか、其の鏡山に於てよく判つて居るでありませうから、成るべく現金を渡して頂けば、其の處れが比較的少いと思ひます。通帳をやられますと債権者は眼を見張つて居りますから直に差押へるでせう、それで法律上の義務ではありませぬが、成るべく現金を渡して頂きたいと思ひます。之は希望として申上げるのであります。

問 其の拂戻の場合に、本人が死亡したときは會社に於て受取人の順位を適當に決めてよいものでせうか。それは會社で決める譯には參らなと思ひます。退職積立金は純然たる労働者の財産であります故に、會社に於て之を誰のものにするかと云ふことは、決めやうにも決めやうがないのであります。従つて本人が死亡した場合、誰が受取るかと云ふことは、一般民法の原則に従ふのであります。即ち相續規定に據らなければならぬと思ひます。會社に於て然るべき方法を執ることは出来なものと解釋しなければならぬと思ひます。

問 施行規則の四十二條に『退職積立金及退職手当に關する帳簿其の他重要な書類は事業毎に之を備へ置くべし』とありま

すが、退職手当の領収書なんかは普通の領収書とは別にしますか。

答 只今御質問の書類の分別に付ては、一般常識で処理して頂けばよいのであります。何處に何うなつて居るやら分らないと云ふことでは困りますが、何時でもはつきり分別して置いて呉れと云ふことを法は要求して居ません。常識を以て整理して下さいと云ふことと思ひます。それは一般法律上の義務として課せられて居る書類帳簿と同じやうにお考へになつて差支ないと思ひます。尙四十二條のことに付て申上げたいと思ひますが、時間も相當経過しましたので、食事後に申上げること致します。

午後一時十五分 休 憩
 同 二時十分 再 開

高橋事務官 施行規則四十二條に付て脱明して置きたいと思ひます。之は帳簿に關係したことであります。法第三十條に依られる場合は帳簿は御承知の通り十一條の退職積立金臺帳と、三十九條の準備積立金臺帳の二つを必要とするのであります。而して其の各の事項を判るやうに書いて頂けばよいのであります。其の様式に付ては別に規定して居りませぬから、然るべき方法で御考案になればよいのであります。法令集の後の方に参考として擧げて居りますが、必ずしも之に據る必要はありませんので、参考にして頂けばよいのであります。それから十六條、十七條に依られます場合は施行規則第十一條の退職積立金臺帳の外施行規則十五條、十六條、十七條に依る退職手当積立金臺帳と退職手当積立金労働者別明細簿と特別手当積立金明細簿とを用意するのであります。法十六條十七條により積立てたものは退職手当積立金臺

帳に記入し之を労働者別明細簿に法第十八條により労働者別に計算を明かにして置くのであります。而して労働者がやめた場合其の金額を其の儘支給せられることなるのであります。之を背任行為や三年未滿の自己都合退職等の爲支給しなかつたり半減したりする場合は、それが特別手当を支給する財源になるのでありますから、之を施行規則の十七條に依つて特別手当積立金明細簿を作つて之に轉記して頂きたいのであります。そして各記帳事項を書いて頂けばよいのであります。之も別に様式は決つて居りませんが、参考として掲げて置きましたから参考に御覽願へば結構であります。勿論此の臺帳は今申しますやうに、二冊なり四冊を必要とするのであります。施行規則の四十一條に依つて、合併することを妨げずとなつて居りますので、各の事項が判るやうにして頂けば合併してもよい譯であります。尙お解りになつて居ることと思ひますが、お願ひとして申上げたいことは、施行規則の第八條に『事業主は毎年二月十五日迄に前年に於ける退職積立金退職手当積立金及準備積立金の積立並に退職積立金の支拂及退職手当又は之に代るべき支給の状況を地方長官に届出づべし』とあります。其の『地方長官』と云ふのは監督局のことです。又『積立方法或は支給状況』と云ふやうな抽象的な文句になつて居りますが、之は法令集の第一號様式二號様式に依つて報告して頂きたい。それから七の『退職手当支給状況』其の『一年以上三年未滿の欄の()内には、特別手当の数字を書くことになつて居ります。以下六つ男女に分けて()が附く譯であります。最後の合計欄にも()を附けて頂いて、特別手当の数字を書入れ

て頂くやうにお願ひして置きます。報告せらるゝ場合は此の様式で報告して頂くのであります。帳簿の方は然るべく御考案になつた様式で差支ないであります。此の點は皆様の方が専門家友人でありますから、單に参考として掲げたのであります。

問 私の會社は三十條の規定に付ては十六條、十七條で行くかまだ決定して居りません。又坑夫の勤続年数の問題も決定して居りませんが、假りに坑夫が退職する場合に、何う云ふ手当をやつたらよいか、昨年の内規に依つて支給するか、本年は最低十二日分で支給するものでせうか。

答 三十九條に據られるか、十六條、十七條に據られるか、孰れにも決定して居ない場合には、一寸面倒な問題が起つて來るのであります。法律上の事柄を説明申しますならば、三十條の許可を受けて居られない場合は、十六條、十七條に據つて居ると看做さなければならぬと申上げる外ないのであります。併し乍ら吾々及監督局に於かれましては、便宜な計ひと致しまして、一月一日から三つと三十條に據られることを御決心になつて居る嶺山に於かれましては、此の際は非常に期日が切迫したから、三月三十日迄に許可を申請し、それを一月に適用する意味に於て申請してもよい、それは許可するであらうと申して居るのであります。其の事柄は即ち一月一日附を以て許可の申請をすれば、一月一日附を以て許可するであらうと云ふ意味を申上げて居るものと、御解釋になつていゝのであります。従つて實際問題として、遡つて一月一日から適用されると云ふ意圖に出て居ると解されて差支ないであります。而してそれ迄に罷める者がなかつた場合はす

と行くし、又法律にも適合するが、まだ三十條の許可を受けない場合に退職者があつると、先程申しますやうに十六條、十七條に據る外はないことなるのであります。處が後に至つて遡つて一月一日から三十條に據ることになると云ふやうな複雑なことにありますので實際問題として考へなければならぬ。之は法律の解釋ではないと云ふことになつて來ると思ひます。それで實際の扱ひとしては例へば法律の二十四條の規定にありませうやうに、まだ積立金がない場合に退職したならば、即ち之は二十四條第一項の第二號の趣旨と同じものが、實際的の計算に於ては、結局二十四條二號のやうな計算方法になるのであります。併し、十六條、十七條の積立をして居ないのでありますから、一月一日から退職する時迄の期間の賃金の百分の二に相當する金額を一應支給して置くべきものであります。大體に於て三十條の規定に據るものは、それは、規定でありませうから、それよりも多分多くなるだらうと思ふのであります。其の後のものは附け加へて支給して頂いて實際問題としては差支ないことにならうと思ひます。併し手當規定を持つて居られる處ならば、其の規定に據る金額を支給すれば大體に於て支障がなからうと思ひます。本年一月一日から三月三十日迄の中の僅かな手當のことです。併し、實際は何年間の勤続者があるか知りませんが、其の會社の規定に依つて支給して置けば、今申上げました一月一日からの期間の賃金の百分の二に計算された金額をカバーして餘りあることと思ひますから、實際は差支ないと思ひます。それも無い處は前に申しますやうな理屈に従つて法二十四條一項第二號の金額を支給して置かれまして

三十條に依つて許可がありました場合、それに依つて計算をされた差額を追給なさればよいと思ふのであります。或は事業上の都合に依る解雇とか、勤続何年未滿と云ふやうなことで、それが考慮せられて色々な關係が起つて來ませうが、それらも凡て二十四條に一應準じて扱つて頂く……三十條に據つても結局同じことであるから、然う云ふことに扱つて置けば、實際上支障はないと思ひます。其の他適宜の方法を考へて頂いてよいのであります。今申上げました方法に依ることが實際便利でもあり、又法律にも適合するのではないかと思ふて居ります。

問 勤続年数を打切つて、本年一月一日から新しく採用したものと看做して計算すると、本年一杯は事業上の都合で解雇した場合は、所謂勤続一年に充たないのでありますから、二十日分の特別手當は支給しないでもよいことになりはしないのでせうか。

答 お話の場合が規定を持つて居られる場合であるとすれば先程申しますやうに、手當規定に従はれて支給されて差支ないであらうと思ひますし、又實際問題として法律にも抵觸しないことになるだらうと思ひます。又今のお話が手當規定を持つて居られない場合ならば、四十二條の規定に依る許可を得られない場合は本年一月一日から御計算になつて差支ないのであります。又手當規定を持つて居られる場合に於ても、まだ三十條に據る許可をも受けて居らない場合を前提としての御質問とすれば、其の規定は矢張り本法上の三十條の規定ではない、一應十六條、十七條のものが適用になつて居ると見て、先程申上げた金額を支給することになるのであります。規定がある場合ならば其の規定に據る支給

をなさるのでありますから、ずつと多くなる譯でありますから、そんなことは御心配なく手當規定に依る支給をなさればよいのであります。

問 私のお尋ねして居るのは、勤続年数の問題であります。勤続年数を打切つた場合、例へば新法に依つて行かう——前の規定は全然廢して新法に依つて行かうと云ふ場合に、過去のものは一應解雇したものと看做して、新に一月一日から採用したものとして、十六條、十七條に據る場合に、本年一杯は勤続一年に充たないのであるから、特別手當の支給はしたくてもよいことになりはしないかと云ふのであります。

答 四十二條に據る許可を受けられない場合は、過去の勤務に對するものは、從來の規定に依つて或は支給なさるか何うか判りませぬ、それは一般民法の原則に従つて、就業規則なり、手當規定なりで今迄通り支給せられることに解釋せられることになるので、之は別問題と考へて差支ないのであります。本法に依つて四十二條の許可を受けられない場合は、本法は一月一日から適用になるのでありますから、解雇とか何んとか云ふことは考へずして、勤続年数を計算する場合、三十條に依つて許可を受けられて一月一日から計算して差支ないことになるのであります。唯附け加へて申上げたいのは、私共の希望と致しましては、規定を持つて居られる處に於ては、何うせ四十二條に該當するやうなものを支給なさるのでありますから、其儘の規定を三十條、四十二條と共に許可を受けられた方が便宜であると思ひますので、然う云ふことに願ひたいのであります。(續)

参 考

燃料關係一法案

豫て問題となつて居た帝國燃料興業株式會社法案並に人造石油製造事業案は三月二十三日の衆議院本會議に上程せられ、商工大臣伍堂卓雄氏の上程理由の説明に引續き議員より質問あり之に對し國務大臣並に政府委員の答辯等あつて後委員附託となり同月三十日の本會議に於て委員長報告通り附帶條項を加へて可決せられ、直ちに貴族院に廻附せられたが三十一日に至り突然衆議院は解散を命ぜられたので結局本會議では右兩法は不成立に終つたが今右法案及伍堂商工大臣の提出理由説明を摘録すれば次の如くである。

帝國燃料興業株式會社法案

帝國燃料興業株式會社法

第一條 帝國燃料興業株式會社ハ人造石油製造事業ノ振興ヲ圖ル爲必要ナル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

第二條 帝國燃料興業株式會社ノ資本ハ一億圓トシ内五千萬圓ハ政府ノ出資トス
帝國燃料興業株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第三條 帝國燃料興業株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第四條 帝國燃料興業株式會社ノ株金ノ第一回拂込金額ハ株金ノ十分ノ一迄下ルコトヲ得

第五條 帝國燃料興業株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第六條 帝國燃料興業株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス 但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第七條 帝國燃料興業株式會社ニ非ザルモノハ帝國燃料興業株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第二章 役員
第八條 帝國燃料興業株式會社ニ總裁副總裁各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第九條 總裁ハ帝國燃料興業株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ業務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ帝國燃料興業株式會社ノ業務ヲ分管ス

監事ハ帝國燃料興業株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十條 總裁及副總裁ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス
理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ハ四年トス
監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第十一條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルトヲ得ズ 但シ政府ノ認可ヲ受ケタトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 營 業

第十二條 帝國燃料興業株式會社ハ人造石油製造事業ニ對スル投資ヲ爲スモノトス

帝國燃料興業株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ノ外人造石油ノ製造又ハ販賣其ノ他本會社ノ目的達成上必要ナル諸事業ヲ營ムコトヲ得

第四章 燃料興業債券

第十三條 帝國燃料興業株式會社ヲ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ限リ燃料興業債券ヲ發行スルコトヲ得

燃料興業債券ヲ發行スル場合ニ於テハ商法第二百九條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ

第十四條 燃料興業債券ヲ發行セントスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受ケベシ

第十五條 政府ハ燃料興業債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得

第十六條 燃料興業債券ハ無記名式トス 但シ應募者又ハ所有者

ノ請求ニ因リ記名式ト爲スコトヲ得

第十七條 燃料興業債券ノ所有者ハ帝國燃料興業株式會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス
第十八條 帝國燃料興業株式會社ハ社債借換ノ爲一時第十三條ノ制限ニ依ラズ燃料興業債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一月以内ニ其ノ社債總額ニ相當スル舊燃料興業債券ヲ償還スベシ

第五章 準備金

第十九條 帝國燃料興業株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第六章 監督及助成

第二十條 政府ハ帝國燃料興業株式會社ノ業務ヲ監督ス

第二十一條 帝國燃料興業株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケベシ

第二十二條 定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十三條 帝國燃料興業株式會社ハ每營業年度ノ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十四條 政府ハ帝國燃料興業株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ人造石油製造事業ノ振興上其ノ他公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 政府ハ帝國燃料興業株式會社ノ業務ニ關シ軍事上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 政府ハ帝國燃料興業株式會社監理官ヲ置キ帝國燃料興業株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第二十七條 帝國燃料興業株式會社監理官ハ何時ニテモ帝國燃料興業株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

帝國燃料興業株式會社監理官必要ト認ムルトキハ何時ニテモ帝國燃料興業株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

帝國燃料興業株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十八條 政府帝國燃料興業株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十九條 帝國燃料興業株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第三十條 帝國燃料興業株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ第三營業年度迄ニ在リテハ年百分ノ四、第四營業年度以降ニ在リテハ年百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ第十營業年度迄之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ 但シ其ノ額ハ第四營業年度以降每營業年度ニ於テハ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ相當スル額

及當該營業年度ニ於テ支拂ヒタル燃料興業債券ノ利息額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第十營業年度迄每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ二分ノ一ヲ配當準備ノ爲期ニ積立ツベシ

第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス

第三十一條 帝國燃料興業株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ對スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第三十二條 帝國燃料興業株式會社ハ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ

十年間所得税及營業收益税ヲ免除ス
第三十三條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ期間帝國燃料興業株式會社ノ事業ニ對シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ 但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七章 罰 則

第三十四條 帝國燃料興業株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スコト亦同ジ
一 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十二條ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ

三 第十三條ノ規定ニ違反シ燃料興業債券ヲ發行シタルトキ

四 第十八條ノ規定ニ違反シ燃料興業債券ノ償還ヲ爲サザルトキ

五 第二十四條又ハ第二十五條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

第三十五條 帝國燃料興業株式會社ノ總裁、副總裁及理事第十一條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十六條 第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十七條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ

前三條ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條 政府ハ設立委員ヲ命ジ帝國燃料興業株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第四十條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クベシ

第四十一條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ政府ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第四十二條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第四十三條 設立委員株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第四十四條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ紹介スベシ

第四十五條 創立總會ニ於テハ第十條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

第四十六條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ帝國燃料興業株式會社總裁ニ引渡スベシ

第四十七條 登録税法第六條第一項第十一號中「又ハ東北興業債券」ヲ「東北興業債券又ハ燃料興業債券」ニ改ム

人造石油製造事業法案

人造石油製造事業法

第一條 本法ハ液體燃料ノ供給ヲ確保スル爲人造石油製造事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 人造石油製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受ケベシ

前項ノ人造石油製造事業ノ範圍及許可ニ關シ必要ナル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 前條ノ許可ヲ受ケルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第四條 第二條ノ許可ヲ受ケタル會社(人造石油製造會社)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

人造石油製造會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ前二條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ
第五條 人造石油製造會社ノ營ム人造石油製造事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第六條 人造石油製造會社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ十年間其ノ事業ニ付所得税及營業收益税ヲ免除ス

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ期間人造石油製造會社ニハ其ノ事業ニ對シ又ハ其ノ事業ニ關スル資本金額、從業者、製造若ハ加工ノ用ニ供スル器具機械類、使用動力又ハ收入ヲ標準トシテ課税スルコトヲ得ズ

第八條 人造石油製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ七年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

第九條 政府ハ人造石油製造會社ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造シタル人造石油ニ付獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第十條 詐欺ノ行爲ヲ以テ前條ノ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ヲ返還セシム

前項ノ規定ニ依ル返還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得 但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第十一條 人造石油製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲株主金額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ增加スルコトヲ得

第十二條 人造石油製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ關ス

ル設備ノ費用ニ充ツル爲商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得 但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ
 最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ
 第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬スルモノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 人造石油製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ
 之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
 政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 人造石油製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ
 人造石油製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十五條 政府ハ人造石油製造會社ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得
 政府ハ人造石油製造會社ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
 政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ人造石油製造會社ノ事務所、營業所、工場、貯油所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス 但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ人造石油製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張若ハ改良又ハ製造方法ノ改善ヲ命ズルコトヲ得
 第十七條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ人造石油製造會社ニ對シ人造石油ノ製造ニ關スル特殊設備ノ施設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得
 第十八條 人造石油製造會社ハ其ノ所有スル人造石油ヲ政府ガ命令ノ定ムル所ニ依リ時價ヲ標準トシテ購入セントスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
 第十九條 政府第二條ノ許可又ハ第十六條ノ規定ニ依ル命仰ヲ爲サントスルトキハ液體燃料委員會ノ議ヲ經ベシ
 第二十條 人造石油製造會社若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第二條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監督役ノ解任ヲ爲スコトヲ得
 第二十一條 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ人造石油製造事業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二十二條 人造石油製造會社第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依

ル命令ニ違反シタルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監督役ヲ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二十三條 人造石油製造會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監督役ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 第十三條第一項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケザル事業計畫ヲ實施シタルトキ
 二 第十三條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタルトキ
 三 第十四條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ヲ許可ヲ受ケズシテ爲シタルトキ
 四 第十五條第二項ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ
 第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
 二 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者
 第二十五條 人造石油製造會社ハ其ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者ガ其業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ヲ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業

務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帶セシムベシ
 第十六條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ人造石油製造會社ニ對シ人造石油ノ販賣價格ノ變更其ノ他販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得
 政府公益上必要アリト認ムルトキハ人造石油製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張若ハ改良又ハ製造方法ノ改善ヲ命ズルコトヲ得
 第十七條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ人造石油製造會社ニ對シ人造石油ノ製造ニ關スル特殊設備ノ施設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得
 第十八條 人造石油製造會社ハ其ノ所有スル人造石油ヲ政府ガ命令ノ定ムル所ニ依リ時價ヲ標準トシテ購入セントスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
 第十九條 政府第二條ノ許可又ハ第十六條ノ規定ニ依ル命仰ヲ爲サントスルトキハ液體燃料委員會ノ議ヲ經ベシ
 第二十條 人造石油製造會社若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第二條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監督役ノ解任ヲ爲スコトヲ得
 第二十一條 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ人造石油製造事業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二十二條 人造石油製造會社第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依

ル命令ニ違反シタルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監督役ヲ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二十三條 人造石油製造會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監督役ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 第十三條第一項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケザル事業計畫ヲ實施シタルトキ
 二 第十三條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタルトキ
 三 第十四條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ヲ許可ヲ受ケズシテ爲シタルトキ
 四 第十五條第二項ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ
 第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
 二 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者
 第二十五條 人造石油製造會社ハ其ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者ガ其業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ヲ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業

務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス 但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 本法施行ノ際現ニ人造石油製造事業ヲ營ム者ハ本法施行ノ日ヨリ二年ヲ限リ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得
 第十五條第一項第三項及第二十四條乃至第二十六條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ人造石油製造事業ヲ營ム者ニ之ヲ適用ス
 石油業法第八條第一項中「石油業委員會」ヲ「液體燃料委員會」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

〔國務大臣伍堂卓雄氏提案理由の説明〕
國務大臣(伍堂卓雄君) 只今議題となりました帝國燃料興業株式會社法案竝に人造石油製造事業法案に付きまして、其の提案の理由を御説明申し上げたいと存じます。抑々液體燃料は産業上竝に國防上必要缺くべからざる基礎的資源であります。我國は遺憾ながら石油資源に乏しく、國內産油額は昭和十年に於て約三十八萬軒でありまして、總需要量約四百六十七萬軒に對し、僅か八%を充すに足らず大部分は英米等の諸外國から原料又は製品として輸入を致して居る有様であります。而も逐年著しい需要増加の趨勢

— 考 —

にありますので、此の外國依存の我が石油事情を打開し、液體燃料の自給を促進致しまして、産業の發展と國防の安固を期しますことは、現下内外の情勢に鑑みまして、最も急務であると信するのであります。固より液體燃料の自給促進の爲には、内外石油資源の確保開發を圖ると共に、本邦石油業の統制ある發展を講ずるの必要なることは多言を要しない所でありますが、國內石油資源開發の實績及び世界石油資源分割の現状に於きましては、液體燃料の供給を此の方面にのみ俟つことは困難でありまして、更に天然石油以外の原料から、人工的に液體燃料を製造する所の、人造石油製造事業の本格的確立を圖り、又代用燃料の使用を普及せしめて、是が供給を確保すると共に、一面各種燃料の合理的利用の方策を講じ、燃料消費の節約に付き十分の考慮を拂ふにあらざれば、結局其の十分なる効果を期待することを得ないのであります。而して是等諸般の施設の實施を考慮するに當りましては、平戰兩時に於ける燃料供給の趨勢を勘考し、内外地及び滿洲國を通じ、各種燃料に亘つて総合的な國策を樹立し、是が計畫的遂行を期せねばならないと存じます。

政府に於きましては右の見地に基きまして、從來の施設

を擴充整備すると共に、各方面に亘り諸般の施設を實施せんとする考へであります。即ち其の一方策と致しまして、揮發油に「アルコール」を混入使用せしむるの制度を創設せんとし、既に揮發油及び「アルコール」混用法案を提案致した次第でございますが、特に我國の液體燃料供給の情勢に鑑みまして、其の補給を確保するに爲には、人造石油製造事業の急速なる振興確立を圖りますことが、最も緊要且つ有効適切なる方策であると考へるのであります。

人造石油製造事業の急速なる發達を企圖するに付きましては、幸に人造石油の原料たる石炭が我國に於て相當豊富であり、且つ友邦滿洲國に於ても石炭資源に恵まれて居りますので、兩國を通じて総合的に本事業の確立を圖る方針であります。而して本事業振興計畫の目標と致しましては液體燃料中特に主要なる揮發油及び重油の生産に重點を置き、日滿兩國を通じて差當り七箇年計畫を以て、各年産百萬軒を生産せしめんとするものであります。申す迄もなく本事業は全く新規の事業でありまして是が爲には多大の努力を要するのみならず、今後巨額の資金を必要と致します併しながら我國石油事情を十分認識するに於ては、官民一致一大決意の下に、是が振興助長に邁進せねばならぬと確

— 考 —

信するのであります。而して前述の人造石油二百萬軒の生産計畫を遂行する爲には、約七億圓の資金を必要とし、其の圓滑なる援助を與へなければ、到底所期の目的を達成することは困難と考へるのであります。仍て政府に於きましては、其の資金の圓滑なる調達に援助を與ふると共に、所期の計畫實現を促進するが爲に、茲に半官半民の資本組織に依る資本金壹億圓の特殊會社を設立せしめ、政府は之に對し五千萬圓を出資すると共に、配當補給、社債の元利支拂の保證、租税の免除等、特別の保護助成を與へ、且つ周到なる指導監督の下に、資本金及び社債を以て人造石油製造事業に對する投資、其他の事業を經營せしむる爲め、帝國燃料興業株式會社法を制定すること、致しました次第であります。

更に是と同時に本事業の重要性に鑑みまして、本事業を政府の許可事業とし、其の統制ある發達を圖ることとし、又獎勵金の交付租税の免除等の保護助成を爲すと共に、政府の指導監督を加へまして、事業の合理的經營を促進し、帝國燃料興業株式會社の運営と相俟つて事業の確立を期するが爲め、人造石油製造事業法を制定すること、致しました次第であります。

以上が今般帝國燃料興業株式會社法案及び人造石油製造事業法案を提出致しました趣旨の概要であります。何卒十分御審議の上速に御協賛を賜はらんことを切望して已まぬ次第でございます。

(三月二十四日官報號外より)

昭和十一年度

瓦斯炭塵爆發

福岡監督局管内

炭礦の災害の中で最も世人の神經を尖らせるものは瓦斯炭塵の爆發であるが、これが防止については官民協力して日夜その防禦に努めてゐるにも不拘炭礦の探炭條件は一年一年と悪くなり、加ふるに坑内に電氣とか爆薬の様危険なものを使用する傾向が益々多くなるので、一向目立つて減少しないのは吾々の最も遺憾とする所である。昨年即昭和十一年度に於ける爆發一覽表を掲ぐれば次の様になる。

第一表 昭和十一年度瓦斯炭塵爆發一覽表

(福岡鐵山監督局管内)

鐵山名	變災個所	發生日時		死傷者數			
		月	日	死亡	傷後死	重傷	輕傷
安ノ浦	本卸五號切羽	一	三	—	—	—	二
宮尾	四尺第二電捲卸右一片昇拂	一	一四	—	—	—	三
筑紫	本卸左一片延先	一	二五	—	—	—	—
龜山	三尺坑ワラジ層電捲昇昇々延	二	八	—	—	—	—
猪ノ鼻	帶無坑右本卸左四片延先	二	八	—	—	—	—
粕屋	三電捲卸昇延先	三	二	—	—	—	—
大谷	若葉坑左八片	六	一	—	—	—	—
支王	大王斜坑左十片一昇	六	二二	—	—	—	—
余飛	本坑右七片一昇	七	一三	—	—	—	—
入野	本坑電卸左六片一昇	七	二四	—	—	—	—
新長	本坑右二片十三昇	七	二四	—	—	—	—
宮尾	二坑八尺新左三片斜卸	七	三〇	—	—	—	—
上山	若松坑右七片一昇	八	一二	—	—	—	—
入野	本坑電捲卸右四片三昇拂	八	一七	—	—	—	—
高松	新坑差展昇連昇	一〇	三	—	—	—	—

綱分	四坑本線右一片	一〇、一二	午前六、〇五	三八	—	二	一五	五六
上山	新大昇坑上五尺坑右三片	一二、八	午前七、三〇	—	—	—	—	—
中鶴	第一坑高江三十七片坑道	一二、一四	午前七、三〇	六	四	八	八	二六
合計	一九回	九六	一三	三五	六五	二〇九	—	—

即合計十九回の爆發が起つて居り、この中には勿論瓦斯燃焼程度の極めて輕微なものも含まれて居るのであるが、兎に角十九回と云ふ數字は決して少ない數ではないのであつて、それ等の犠牲者も死亡者だけで百名を超過し、重輕傷を合すれば二百名を越す有様でこれを想へば爆發が如何に恐ろしいものか痛切に感ぜられ、且又これが防止には吾々の全力を注がねばならぬと考へる次第である。

これが原因別に調べて見ますと何と云つても一番多いのは電氣であつて全體の約半數たる九回を占め、次に爆藥(含導火線)の四回、「カンテラ」の四回、發火具の二回と云ふ順になつて居る。

この數字は近代炭礦爆發の傾向を如實に語つてゐるもの

であつて、又便利な文明の利器もその使用一步を誤れば誠に恐ろしいものであると云ふ結果になるのである。

尙「カンテラ」に依るものは普段瓦斯がないと思はれる小炭坑で起るものが多くその程度も燃焼程度の輕いものが多く、その犠牲者も極めて少ないのである。

それから爆發々生の時間を一瞥すれば、朝の六時前後が目立つて多く、これは一番方が就業にかゝる時間でありまして、當事者は大いに考慮されるべき事だと思はれる。參考までに大正及昭和年間に於ける爆發と時間との關係を集計すれば次の様になり、これは必ずしも偶然ではなく、何か時間と因果關係がある様に考へる次第である。

第二表 福岡鑛山監督局管内石炭坑に於ける爆發時間別回数表

時 間	自大正十三年		自昭和二年	
	午前	午後	午前	午後
〇時—一時	十回	十回	七回	七回
一時—二時	三回	十五回	三回	六回
二時—三時	四回	十二回	七回	十二回
三時—四時	六回	九回	六回	七回
四時—五時	十七回	十一回	八回	十二回
五時—六時	二十一回	十一回	二十三回	十五回
六時—七時	二十二回	十五回	二十二回	四回
七時—八時	二十三回	八回	十六回	三回
八時—九時	十九回	七回	九回	六回
九時—十時	十六回	十回	十二回	四回
十時—十一時	二十回	五回	十三回	四回
十一時—十二時	五回	七回	七回	五回

(はをり)

油化工業に就て

商工省燃料課技師 加治木須惠人

液體燃料が國家の進展に不可欠なものであるといふことは今更贅言を要しないものであるが、今試みに我が國に於ける石油需要の増加量を考ふるに歐洲大戰前の我國石油の需要量は一年僅かに五十萬トンに過ぎなかつたが、昭和元年には百萬トンを超え昭和十年には四百萬トンといふ莫大な數字を示してゐる、殊に揮發油については大正二年約五千トンの需要量が昭和元年には十九萬トンになり、昭和十年には百二十萬トンを突破してゐる。かくの如く需要の激増に對し一面我國の産油量を見るに年額約三十六、七萬トンにすぎず、總需要量の僅か八%をみたすにすぎない、しかも揮發油の如き毎年約十萬トン以上の増加率を示して居るが故に昭和二十年に至ればその需要額は二百五十萬トンを突破するものと推定し得る。こゝに我國に於て石油資源に依らざる何らかの方法による液體燃料の補給策が絶對的に必要となつてくるのである。昨秋新聞紙上に報道された人造石油二百萬トン計畫の如きもその具體化せられたもの

であつて國家百年の計をたつる上に於て緊急かくべからざるものである。

人造石油工業なるものは一言にしていへば原料の何たるかを問はず人工的に石油を製造せんとする工業であることは明かであるが現在に於ては専ら石炭を原料として石油を生産することが考へられてゐる、しかしして我國に豫想し得る人造石油工業は矢張り石炭を原料とする直接油化法、合成法及び低溫乾餾法であつて、すでに朝鮮に於ては野口氏の手により阿吾地の石炭を用ひて年産約五萬トンの直接油化法に依る人造石油工業が企業せられ、近く其の生産を開始するとのことである、滿鐵もその豊富な石炭を利用し撫順に於て年産二萬トンの工場建設に着手し、一方三井はフイツンヤー法の特許をドイツより買入れ之により三池に於て合成法による揮發油年産三萬トンを計畫しつゝある、低溫乾餾法は在來我國に於いても日鐵輪西或は樺太の内幌等に於てすでに工業化せられつゝある現狀である。

直接油化法は石炭約四トンより製品一トンを收得し得るものであるが建設費が製品年産十萬トンとして大凡四千萬圓見當を必要とし、かつその操作が高溫高壓の下に行はれるため技術的に種々なる困難を伴ふ、しかし之によつて生

産された揮發油は高性能を有しよく航空揮發油としての價値を有してゐる、之に對して合成法は石炭約五、六トンより一トンの製品を收得し得、かつその建設資金も直接油化法に比し低廉で製品十萬トンにつき約二、三千萬圓で足りる、しかしその生産せられた揮發油はオクタン價低く専ら自動車用ガソリンとしての性能を具備するにすぎない。

低溫乾餾法は所要資金最も少く操作も簡單であるが處理石炭量の約十分の一に相當する油を生成するにすぎず大部が半成コークスとなる故これが處分に適法を得ざれば企業としての價値がなくなる譯である、故に我國に於ける人造石油工業はこれら三方法の独自の發達をのぞむことは勿論であるが三者相關聯して有無相通する人造石油工業の成立を希望するものである。

たとへば直接油化に於ける水素原料炭は之を低溫乾餾の半成コークスを使用し、合成法に於てその原料ガスたる水性ガスは必ず半成コークスを使用することにすれば低溫乾餾法に於て最も處分困難とされる多量の半成コークスは何ら憂慮するところなく之を消化し得るであらう、而して又低溫タールは之を同様水素添加することにより揮發油に變へることが出來得るが故に石油生産のために消費する石炭

量を可及的に減少せしめうることを豫想しうるのである。我國に於ける石炭埋藏量は約八十億トンと稱せられ北海道の釧路或は九州の三池、樺太及朝鮮炭の一部に油化用原料炭として好適なるものが存在するが勿論限りあるものと考へねばならず且つその他の石炭についても人造石油二百萬トン計畫實現の曉に於ては人造石油のために消費せられる一切の石炭は約一千萬トンを超えるものと推算しうるが故に出來うる限り之れが使用方法につき合理的な手段を講ぜなければならぬ。

人造石油の生産價額はガロン當り現在七、八十錢と推定せられてをり現在の揮發油の市場價額五十一錢に比較するときは、はるかに高價なものであるが故に、之が充分なる發達を期するためには關稅又は消費稅によつて所謂ガソリン價格の引上を行ひ一面兩者の價格の一致するまではその差額を政府が補助する等、相當大規模な助成を必要とする、かつ莫大な資金を要するが故に金融方面に於ても何らかの方法によつて之を援助することが必要である故に政府は之が確立をはかり充分なる助成をなさんために人造石油事業法なるものを立案し今議會に協贊を得んとし他面資本金一億圓の帝國燃料興業株式會社を創立し人造石油に對して

圓滑なる融資をはからんと企圖してゐる、要するに人造石油工業は我國に於ける重要國策の一として官民一致之が達成に協力が必要とするものである。

石炭の灰分に就て

大阪石炭協會

燃料非常時に當り各地にて燃料の研究熱が高まり其の會合も所々に見るのであるが、今回大阪の石炭商店員の有志に依つて生れた石炭談話會の研究發表に就ては少くも石炭を取扱商品としてゐる店員の常識として傾聴する必要ありと考へ茲に其の概要を擧げる。

石炭の燃焼に當り『粘る』と言ふことは利害半ばするもので之を石炭の粘りと灰分の粘りと二様に考へ得るのである、灰分の粘り即ち灰の熔融に就て検討すると灰は如何なる物質であるかと言ふことになるが、先づ石炭の生成物たる植物にも灰ありと言ふことを考へねばならない、此の灰

のことを『石炭本來の灰』と言ふ、次に植物堆積炭化の時外部より流入し堆積した粘土及び探掘の際混入したるものを『外來の灰分』と言ふのである。

(一) 石炭灰の含有物

今次に石炭灰の含有物に就いて燃研の發表のものを示すと、

試料	SiO ₂	Al ₂ O ₃	Fe ₂ O ₃	CaO	MgO	K ₂ O + Na ₂ O	SO ₃
飯塚炭灰	57.82	22.76	6.54	0.11	0.12	0.12	0.13
赤池炭灰	60.06	22.63	2.55	0.01	0.01	0.01	0.01
大根土炭灰	63.73	22.88	3.10	1.80	0.76	0.13	0.71
幌内炭灰	58.98	22.60	7.13	7.41	1.64	0.16	0.12
三池炭灰	48.15	27.81	15.12	1.11	0.01	0.11	0.63

即ちシリカ(SiO₂)アルミナ(Al₂O₃)の含有量の多しものは耐火度が高く其の他の物質は耐火度が低いと言ふことになつてゐる。例へば三池粉炭のアルミナの量少く又酸化鐵及炭酸ガス(Fe₂O₃及CaO)の多しは灰の熔融點低く堅固なアーチを造り得る所以である。

(二) 外來灰分 内在灰分比重一・三五の鹽化石炭溶液に石炭灰粉末を投入して浮沈法により外來灰と内在灰とを分離し熔融性を測定する、下山田炭は兩者の差少なく他は浮游部即ち内在灰の方外來炭に富める沈降部よりも遙に可

熔性を示してゐる(國枝繁氏説)

△工業分析

一、餘田洗粉	重量比%	灰%
浮游部	六・四	六・六
沈降部	三・六	三・四

△灰變形狀態

起熔溫度(C)	熔融溫度(C)
一、餘田洗粉	一、四〇〇
浮游部	一、三六〇
沈降部	一、四二〇
二、大辻洗粉	一、四三〇
浮游部	一、三九〇
沈降部	一、四三〇

此の様に浮游部は一、三六〇度(C)なるも外來灰分たる沈降部は一、四五〇(C)以上の耐火度を有してゐる故に粉炭にて不洗粉は灰の耐火度比較的低下と言ふことになる。例へば元山粉に於ても山野粉に於ても同様の結果である。

(三) 灰の耐火度 灰の耐火度に關する試験については次に其の分析及び熔解性を擧げることとする(香阪氏に依る)又灰の耐火度を知る方法にゼーゲル根を用ひ起熔溫度、流動溫度の試験をなすあり。國枝氏説に依る

と次の三種に區別さる。

イ、耐火性灰—一、四五〇度(C)迄に三角錐の變化せぬもの

ロ、雜熔融灰—一、四五〇度(C)迄に三角錐がメラと變形するもの

試料	灰分%	固定炭素	發熱量	P(C)	F(C)
高江(塊)	四・三	四・七	七・〇	一・〇	一・三
大辻(塊)	二・三	三・六	六・五	九・〇	一・三
山野(並粉)	一・六	三・六	六・五	一・九	一・七
嘉穂	九・四	四・三	七・〇	一・〇	一・〇
元山	一・三	三・五	五・六	一・四	一・三
三池	一・〇	四・〇	七・四	九・七	一・〇
撫順(滿)	六・三	四・三	六・九	一・四	一・五

之に用ひるゼーゲル根は東京工業試験所にて製造してをり希望者に販賣されて居るが、ゼーゲル根による耐火度の試験は正確の度數を知り難き缺點あるも、香阪式の曲線記録方法に依ると正確を期し得且つ起溶溫度流動溫度をカーブにて知り得て曲線の形狀は灰の熔融經過を如實に示し一見して知り得られるものである。

(四) 灰の耐火度が石炭燃焼に及ぼす影響

石炭の灰が燃焼上に厄介なのはクリンカーが生成するため、之は石炭本来の灰の性質と夾雜物として混つた礬石の熔融性が同一でないと同じく浮沈試験で得た軽い石炭と重い方のクリンカー性は同一ではない、石炭の塊や粒の大きさが異れば其灰の性質も亦異なることが多い、之は粒や粉炭中には礬石の碎けたものが混入することが多い爲であり、斯くして粉粒炭のクリンカー性は多くなる、黄鐵礦が灰中に入り込むと又クリンカー性は多くなるのであるがビットレイン、デュレイン、フュゼインとは灰の性質の差が石炭の燃焼に及ぼす影響は多大であるが、特に次の場合に於て然りである。

- イ、燃層の厚さにより
 - ロ、火床整火操作方法の巧拙により
 - ハ、埋火のため
 - ニ、豫熱空氣を用ひる場合
 - ホ、アンダーファイードの場合
 - ヘ、チェンダグレートの場合
- 尙ほ同質の石炭灰でも手焚きの時のクリンカーとアンダーファイードの時のクリンカーとは其の性状に差あり。

る自然發火に關する調査を急いでゐたが、此程完了、左の如く發表された。

緒言

灰はクレート金物の焼けるのを防いで有効な場合も多けれど、一概に灰は有害無益なりとして其の少きことを望み又は熔融點は是非高くなければならぬと盲信する人があるがさうとは限らないのである。少しも熔けることがなくサラ／＼として極く小粒の灰のみであるとドラフトにて吹き飛ばされ、灰層があまり密になつて通氣を困難にすることもあるから燃焼の實際からみると灰には色々の條件を必要とするといふことになる。

灰を熔融さして灰を除く方法として此處に一例を擧ぐれば、九州の發電所の微粉炭燃焼多管式蒸氣發生燃熱室にて耐火度低き灰分の石炭を燃焼せしめ、硝子の熔解した状態のシユラグを底部より適時流下して除却する方法を採つてゐる。

石炭鑛の

自然發火に關する調査

日本鑛山協會 福岡地方委員會

日本鑛山協會福岡地方調査委員會では豫て管内石炭鑛に於け

一、自然發火の原因

【イ】最近五ヶ年間(自昭和六年至昭和十年)に於ける自然發火の統計最近五ヶ年間の坑内に於ける自然發火回数を示せば次表の如し。

炭鑛名	昭和六年	七年	八年	九年	十年	計
大之浦	三	四	五	三	四	一九
第二目尾	一	一	三	二	五	一二
方城	一	一	二	一	一	六

參

- 【ニ】探掘跡の處置と自然發火との關係
 - A 從來の探掘跡の處置と自然發火との關係

從來の殘柱式又は前進式長壁探炭法にありては共に探掘跡の處置不適當なりしたため自然發火を惹起し易き不利ありたり、即ち

 - (1) 殘柱式探炭法にありては多くは拂跡は充填せず又充填する場合と雖も不完全なりし爲天井沈下均一にして容易に高落漏風を生ず
 - (2) 不用坑道は密閉又は充填困難にして不充充分なり
 - (3) 前進式長壁法にありても拂跡の充填沿層坑道の處置不充充分にして崩落漏風を生ず
 - (4) 探掘跡斷層際に遺失殘留炭多し
 - (5) 探掘跡の坑木枕木金物類等の撤收不充充分なり
 - B 現在の探掘跡の處置と自然發火との關係

從來の探掘跡の處置不充充分なりしに鑑み左の點に留意し特に前記探法の改良と共に拂跡の充填に重點を置き改善したる結果自然發火を著しく減少せしむる事を得たり

 - (1) 拂跡には適當なる充填を施行し規則的に一樣に沈下せしむ特に自然發火し易き炭層の拂跡は完全なる全充填を施行す
- (2) 探掘跡の遺失殘留炭を極力防止す
- (3) 探掘跡の坑木、枕木、金物類等の撤收に努む
- (4) 探炭終了後は各區劃毎に迅速に密閉又は充填を施し完全に通氣を遮斷す
- (5) 不用坑道は迅速に密閉又は充填す

考

- 【ホ】探掘後の期間と自然發火との關係

探掘後自然發火を惹起する迄の期間に就いては各炭礦各箇所の場合によりて一樣ならず蓋し地層の状態炭層の性質發火箇所の自然的各種條件探掘跡の處置並通氣方法等各種の條件により支配せらるゝものなる可く實例によれば早きは數十日より遅きは十數年にして發火するものあり。

 - 【ヘ】通氣方法と自發發火との關係
 - A、氣壓氣溫と自然發火との關係

氣壓氣溫の變化は坑内の通氣及探掘跡の漏風等に影響ありと思はるゝも特に研究したる事なきが故に明らかならず
 - B、通氣方法と自然發火との關係

通氣方法の可否は探掘跡の處置の適否と相關聯して自然發火に對し重要な役割を有する事明かなるが今回調査に當りし各炭礦は何れも主要扇風機は吸出式に局部扇風機は殆んど吹込式に使用し居れる關係上他の方法との比較研究
- 化を助長し、更に炭層中に吸濕崩潰性の『シメボク』等を介在する場合には石炭層の粉炭化を促進する事あるべく併せて自然發火に對し有害あるものなり
- 【チ】地壓と自然發火との關係

地壓の爲め炭層の粉炭化を助長する場合あり、又片磐坑道等の保坑を困難にし高落の機會を多からしめ拂跡の處置を困難ならしむる等、延いては拂跡漏風の原因たる場合ありて直接間接影響を及ぼす事あるも一方適當なる地壓は拂跡の沈下を妨げ漏風を防止し得る利あり。

參

考

- 通氣壓の強弱は直接坑内通氣施設に關係あり、從つて通氣の難易漏風の多寡に影響あり、又通氣壓の急激なる變化は坑内通氣の均衡状態を破り直接間接に漏風の原因をなすこと多し、一般に通氣壓は低きものを良しとす、又自然發火に害ある主なる場合は如の如し
 - (1) 通氣壓大なる程害あり
 - (2) 急激なる通氣壓の變化は害あり
- 【ト】坑内溫度並濕度と自然發火との關係

坑内が高溫なる場合には石炭の酸化熱の放散を防げ且酸化を促進する結果となり、又適濕る濕度は同様に石炭の酸

労働争議解決強化の爲

緊急法令化要請か

福岡縣知事又は部長より

物價奔騰に拍車をかけられて賃銀値上要求の労働争議は全国的に激發の一途を走りつゝあり、准戦時體制下の産業界に投ぜられた一つの暗翳として憂慮されてゐる折柄争議の急速解決対策として福岡縣では労働争議調停法の飛躍的強化をめざし、五月十七日開かれた地方長官會議に出席中の畑山知事並に五月廿五日召集の全國警察部長會議に出席の島田警察部長から林首相河原田内相に重要意見を稟申してこれが緊急法令化を要請することに決定をみ全國各方面の非常な注目を惹いてゐる。

即ち本省調査による本年一月以降三月迄の全國における労働争議は總數七百四件此の参加人員六萬三千餘で其の殆んど全部は物價騰貴に伴ふ賃銀値上要求争議であり、更に参加人員の總數においては實に全國の約三分の一を占むる福岡縣下の一月以降五月十日迄の労働争議四十三件(参加人員三萬二千餘)に至つては悉く物價奔騰が生んだ賃銀値上要求争議といふ驚異的記録である。

退職金規定届出進捗

福岡監督局管内

退職積立金並に同手當法の規定により福岡鐵山監督局では去る三月以來管内各鐵山に對し之に基く許可手続要求中であつたが管

は公正證書を作成して違反者は處罰することゝし販賣統制を確立することになり同八時散會した。

労働の國家統制 内務省強化に乗出す

政府の労働行政は現下國防工業擴充の人的資源たる労働力の増大確保を期し軍需労働國家總動員を目標に官民工場共に統制強化方針を更に一層強めるに至つた、即ち最近物價騰貴に基く民間工場賃銀値上傾向に對し陸海軍所屬諸工場労働者に待遇改善に努め兩省とも今回工務規則を大改正して工具保護による軍需労働力の増大に乗出すことゝなつた外逡信鐵道兩省従業員に對しても近く實施する等官營工場労働者並に一般官營事業に従事する労働者の福利増進の途を開き物價對策に處すると同時に労働の國家統制に積極的態度を以て臨むに至つた。

而して一方賃銀値上げを中心とする争議の頻發は中小工業各部門に及び今や重工業部門にまで進展せんとして居る折柄労働者工場擁護の爲め最近労働組合組織案は急速度上つて居る之に對し政府特に監督官廳たる内務省社會局では賃上争議の強制的調停防止策を講ずる他面特に労働組合組織の強化を極度に監視し之が弱體化を目指し種々工作を進め無産大衆の大勢を擧げて政府の企圖する官民労働總動員に對する國家統制下に置かんとする新労働政策に向ひつゝあることは時局柄極めて重要視すべき問題とされて

五月下旬頃

京都石炭協會創立

京都石炭コークス界は最近亂賣によつて業者は互に營業不振を來たす爲め石炭市場販賣統制が叫ばれ豫ねてよりの懸案である京都石炭協會創立に就いての組合員大會を開くことゝなり、去る十六日午後二時より京都石炭コークス組合樓上に於いて開催、組合員五十餘名出席協會創立の規約草案六十數ヶ條に亘つて之を審議したが、何分業者は互に利害得失がある爲め容易に纏まらず意見百出したが、大體に於て規約草案を認め今月下旬に同協會創立總會を開くことになつたそれまでに完全な規約を作り會長と組合員

る。
右の一の現はれとしては東京を中心とする東京交通労働者の提携的氣運が政府の意圖する労働統制をみだすものであるとし彈壓政策を採つたことはその顯著なる例と見られてゐる、而して政府としては物價騰勢による労働値上要求は一應當然と認めて居るが一方之が爲め労働者組織の強化することは勢ひ全體的生産力擴充計畫並に産業労働總動員計畫に多大の支障を來たすとの見地から極度に彈壓せんとしてゐるものゝ如く加ふるに物價高が革新政治の所産として将来的に根強いものがあるだけに政府の労働統制の強行政策はいよゝ露骨になるものと見てゐる。

石炭の含水量試験 鐵道省官房研究所

石炭を焚火するに際して最も有効な燃焼効果をあげるためには適當な含水量が必要とされてゐるが、この含水量は炭質の相違と炭種の大小、各種炭粒混合割合及び状態によつて異なることが分明してゐるので鐵道省官房研究所ではこれらの關係を數字的に明らかにするため實驗を行ひ、このほど結果を得た。

一、切込炭の吸水量 夕張切込炭、大の浦切込炭及び入山切込炭の三種を使用、八種に分粒、試料を晒布製中に秤取一個毎清水中に一夜浸して後一時間空氣中にさらしてこれを秤量次に再び清水中に沈め二時間後に空氣中に一時間懸垂放置すること數回、そ

の平均値を求めた、結果は石炭粒が小さくなるに従つて吸水量を増加し、塊粉半々又は稍紛炭量増したものは一時吸水量を減少した。

二、二種炭粒を混合した場合の吸水量 赤池切込炭を使用し、五十粒以下を八種とし二十一種の組み合せを得、前と同様の試験を行つた、その結果單獨の場合に粒子が小さくなれば吸水量が増加することは前と同様で二種の粒子が混合する場合小さい粒子の混入量増加に伴ひ吸水量を増加しその状態は混合粒子の大小の差が小さい間は略直線的、差が大となれば計算値より大となつた。

三、炭塊の吸水量 赤池切込炭中篩別した各組中より大なるもの八個宛合計四十個を自然乾燥せしめて試料とし、試験は蒸溜水中に一夜放置した後水中より引上げて受器上において秤量、次に炭塊のみを除いて受器を再び秤量し終つた後更に一時間水中に浸して秤量をくりかへした。その結果も粒が大より小となるに従つて吸水量は増加した。

△總括

一、石炭は粒の等しい時でも炭質により吸水量を異にする 二、粒が小となるに従つて吸水量は双回線的に増加する 三、同一粒大のものが集積した場合と一個の粒子の場合との吸水量の差は炭質によつて相違するが赤池炭の場合では著しくない 四、一個の炭粒の場合粒子の大小に拘らず單位表面積上の吸水量は略等しい 五、一種以上の石炭粒子の混合よりなる混合炭の吸水量は小さい粒子の量が大となるに従つて吸水量を増加するが割合は理論的計算値より最初は多く後少い。

昭和直納炭建値の 期間短縮論

即ち、仲買業者に對する大手筋の有煙炭卸値は一年を四期に分ちその都度昭和石炭に於て各等級毎に詳細決定してゐるが、昭和石炭が卸買業者を通じて販賣する數量は昭和石炭全取扱量の精々四割見當とみられ他の六割強は昭和の直納炭と呼ばれ大口需要家に長期契約で納入されてゐる關係上昭和の建値(卸、仲買渡)を嚴守實行せんがためには昭和自身直納炭の契約販賣値をも卸、仲買に販賣するものと同一歩調を保たしむべしとの議論が卸、仲買業者間に叫ばれつゝあることは注目すべき現象として重要視されてゐる。

即ち卸買業者の云ひ分としては、石炭市價の今後が騰落豫想至難の場合に於て置き昨今の如き炭價の昂騰不可避とみられる折柄昭和直納炭は最長六ヶ月契約に制限方針をとつてゐるとは云へこの六ヶ月間を一定の契約値に販賣される場合は三ヶ月毎に昂騰歩調を採る卸買炭の販賣上極度の不利を招來し延びては卸買業者を自滅に導くものであると解するものである。これが契機となり或は昭和直納炭も三ヶ月毎の契約値切換實行に迄進展するのではないかとみられてゐる。

商工省炭質調査

福岡監督局は七月一日より

燃料國策の一端として商工省では礦物資源の經濟的利用を圖ることとなり之に伴つて本年度から從來の炭量調査に併せて愈よ炭質調査に乗出すべく方針をききに決定したので福岡鐵山監督局でも右方針に基き来る七月一日から之を實施する運びとなつた。實施に關する同監督局割當經費はなほ不明で従つて調査方針に就ても最後の決定をみてゐないが近く本省に開かれる全國鐵山監督局礦業課長會議に於ける指示方法に従つて善處する筈とするも問題の重要性に鑑み目下同局では關係書類を整備待機中である。

互助會石炭株式會社

社長に金丸氏副社長に野上氏就任

互助會石炭株式會社は本月五日午後二時より三時迄直方市御館山鑛業俱樂部に於て臨時株主總會を開催、出席者二十名定款變更の件外一件を附議決定、中島社長辭任に伴ふ後任重役改選の結果、社長に金丸勘吉氏、副社長に野上辰之助氏が當選した。

婦女子入坑延期陳情

婦女の入坑は去る昭和八年禁止されたが薄層又は殘炭の採掘を行つてゐる本會系炭礦の如き特殊の事情を有する炭礦に對しては特に許可制を設け保護鑛夫の名目の下に二ヶ年間の期限付きで入坑を許可し、昭和十年更に二ヶ年間の延長を行はれてゐた。然し愈々その期限は本年八月末日を以て終了する事となつたのであるが、現下の石炭増産の必要なる時代に一舉に之が禁止を行はるゝ時は著しき勞働力の急減を來し、出炭高の減少となり、之が軍需工業初め其他諸工業に及ぼす影響も大なるものがあるので本會は先般來野上、末吉、林、木會、武内、有吉の諸氏委員となり、上京、商工省及社會局に對し延期方の陳情、諒解の運動を行つた。

互助會石炭株式會社

社長に金丸氏 副社長に野上氏就任

互助會石炭株式會社は本月九日午後二時より三時迄直方市御館山鐵業俱樂部に於て臨時株主總會を開催、出席者二十名定款變更の件外二件を附議決定、中島社長辭任に伴ふ後任重役改選の結果、社長に金丸勲吉氏、副社長に野上辰之助氏が當選した。

婦女子入坑延期陳情

婦女子の入坑は去る昭和八年禁止されたが薄層又は殘炭の採掘を行つてゐる本會系炭礦の如き特殊の事情を有する炭礦に對しては特に許可制を設け保護鑛夫の名目下に二ヶ年間の期限付き入坑を許可し、昭和十年更に二ヶ年間の延長を行はれてゐた。然し愈々その期限は本年八月末日を以て終了する事となつたのであるが、現下の石炭増産の必要なる時代に一舉に之が禁止を行はるゝ時は著しき勞働力の急減を來し、出炭高の減少となり、之が軍需工業初め其他諸工業に及ぼす影響も大なるものがあるので本會は先般來野上、末吉、林、木曾、武内、石吉の諸氏を以て、上京、商工省及社實局に對し延期方の陳情、請願の運動を行つた。

統 計

目 次

1 互助會所屬坑別送炭實績表.....(51)	10 若松戸畑炭礦機別荷卸數量.....(63)
2 互助會所屬炭坑炭種別送炭數量内譯表.....(54)	11 若松地方別積出炭.....(63)
3 筑豊鐵業會所屬坑別出炭高實績表.....(57)	12 若松船種別積出炭.....(64)
4 聯合會所屬會別送炭實績表.....(59)	13 若松着炭五箇年對照.....(64)
5 昭和十二年各月末貯炭高調.....(60)	14 若松積出炭五箇年對照.....(64)
6 若松港貯炭表.....(61)	15 互助會所屬郡別坑夫調.....(65)
7 若松港石炭集散高.....(62)	16 互助會所屬郡別坑夫移動數調.....(66)
8 大阪港貯炭.....(62)	17 互助會所屬郡別就業歩合調.....(66)
9 若松戸畑其他地區内各驛着炭高.....(62)	18 互助會所屬坑夫一日當り平均郡別賃金表.....(67)

互助會所屬坑別送炭實績表

昭和十一年四月以降

(單位噸)

坑主及坑名		上期略計 (四月-九月)	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	下期累計	前年同月
日本化學	高松一礦及二礦	217,013	49,409	51,628	54,461	51,515	50,344	60,164	317,521	39,540
"	梅ノ木	70,120	5,865	1,619	54	—	—	—	7,538	14,460
"	高尾	63,756	10,816	12,989	11,767	8,826	9,177	5,606	59,181	13,103
木會	岩崎	35,558	6,747	7,005	6,689	6,896	6,117	7,795	41,249	6,601
深坂	深坂	53,926	9,269	9,619	11,073	8,554	8,302	9,676	56,493	9,392
小林	新 hands	63,892	9,532	9,901	11,354	11,825	9,212	10,219	62,043	12,967
筑豐鐵	高江	4,999	1,616	2,193	2,598	2,311	1,860	2,727	13,305	1,303
金丸	海老津	20,767	3,692	3,910	4,769	5,019	4,005	4,506	25,901	4,355
"	高谷	27,338	9,176	5,802	5,933	7,822	6,287	7,329	39,349	4,271
"	綠	13,445	—	—	—	—	—	—	—	—
"	大隈	26,647	4,801	4,400	5,217	5,318	4,474	4,423	28,633	5,404
八隅	大壇生	4,653	1,075	904	1,926	1,393	1,031	1,484	7,113	628
香月	野面	5,415	1,301	1,092	1,446	1,566	1,107	1,592	8,104	450
末吉	末吉	22,307	3,865	3,800	4,003	4,078	2,928	4,344	23,018	4,265
小林	新高江	28,211	3,881	3,975	5,037	4,911	3,518	3,566	24,888	3,600
秋山	秋山椎	14,879	2,994	2,809	3,131	3,022	2,477	2,843	17,276	2,619
九州曹	西川	98,480	16,175	17,580	19,812	19,374	14,530	17,565	105,036	17,408
藤井	大成	57,998	—	—	—	—	—	—	—	—

一 案

註一

(51)

菅江森植菅秋久	原藤中木原山恒	神江森白新相漆猪大上笹高玄日木筑麻庄銀豐新位糸古長	田藤中山笠田生鼻和山尾倉王吉城紫倉司西州川登飛館禮	16,787	3,135	3,276	3,692	4,072	3,116	3,673	20,964	2,521
				1,644	253	228	273	266	156	213	1,389	399
				4,516	645	807	671	549	420	665	3,757	870
				1,902	314	471	436	502	277	333	2,333	408
				4,202	633	483	390	406	157	288	2,357	811
				56,795	7,115	7,907	8,399	7,605	7,123	8,100	46,249	8,069
				44,012	8,313	8,341	8,567	9,727	8,226	8,999	52,173	9,217
				81,070	12,855	11,070	12,124	16,077	12,946	15,817	80,889	11,694
				19,658	3,615	3,313	3,429	3,733	2,643	2,841	19,574	2,539
				43,312	7,566	7,433	7,478	7,318	5,974	7,411	43,180	7,826
				1,546	395	279	360	463	410	558	2,465	379
				942	332	401	486	516	354	339	2,428	393
				23,840	—	—	—	—	—	—	—	—
				18,678	2,854	2,874	3,716	3,811	2,807	3,583	19,645	3,755
				30,792	4,906	4,876	5,375	5,734	4,706	5,217	30,814	6,291
				14,913	3,060	2,511	3,254	2,153	2,478	2,993	16,149	3,786
				30,851	1,546	1,721	1,493	3,957	2,971	4,770	16,458	5,738
				19,159	3,270	3,436	3,883	3,120	2,726	3,960	20,395	3,363
				7,492	922	745	1,099	1,172	1,131	1,017	6,036	1,342
				33,718	5,217	5,680	6,303	5,890	5,141	5,802	34,033	5,609
				22,587	4,697	5,488	4,900	4,982	4,040	3,536	27,643	3,719
				843	211	521	669	580	758	967	3,706	—
				25,189	4,521	5,173	5,289	5,324	4,274	5,733	30,314	3,427
				2,320	415	350	350	461	388	667	2,631	460
				44,829	6,021	6,010	6,378	4,780	5,637	6,202	35,028	9,049

昭大木既無正前對	和谷原	昭大池	和谷田計	82,901	14,912	15,513	16,519	14,521	13,495	18,473	93,433	13,726
				67,637	11,425	11,898	13,202	13,966	13,808	16,259	80,558	13,496
				12,087	—	—	—	—	—	—	—	—
				1,543,326	246,362	250,931	267,305	264,115	231,531	271,955	1,531,299	259,853
				29,131	3,861	3,974	5,099	5,700	7,313	6,514	32,461	4,520
				1,514,195	242,501	246,057	262,206	258,415	224,218	265,441	1,498,838	255,333
				1,390,110	244,073	253,639	266,704	231,642	254,368	280,501	1,530,927	—
				124,035	△ 1,572	△ 7,582	△ 4,498	26,773	△ 30,150	△ 15,060	△ 32,089	—
				120,718	22,587	23,948	24,438	22,412	23,607	24,697	141,689	22,105
				104,616	18,354	18,191	22,393	19,100	18,460	20,119	116,617	18,707
				54,241	8,657	7,692	10,200	9,289	8,066	9,883	53,787	9,765
				17,075	2,726	2,736	3,075	3,457	2,728	2,888	17,612	2,450
				4,049	694	751	965	875	775	946	5,006	544
				83,059	17,289	17,508	20,348	20,990	17,773	21,048	114,956	10,158
				33,335	8,785	8,483	9,123	7,823	6,517	8,652	49,383	6,708
				69,520	16,281	16,212	16,928	15,995	14,404	16,856	96,976	8,275
				11,632	1,349	1,121	1,818	1,700	1,228	582	7,798	2,466
				12,979	3,098	5,117	3,143	3,887	1,733	4,708	21,686	1,994
				11,009	1,853	2,059	2,164	1,892	2,008	2,080	12,056	1,589
				2,626	—	—	419	406	446	798	2,039	586
				7,750	1,102	1,148	1,172	1,179	881	977	6,459	1,195
				596	250	489	452	424	365	446	2,466	465
				10,886	3,965	3,729	4,573	6,523	4,758	6,104	29,652	—
				2,284	655	808	742	858	824	1,002	4,889	—
				1,902	480	470	450	194	174	159	1,927	—
				6,661	1,823	2,097	2,253	2,479	1,889	1,908	12,449	—

矢藤田岡安小山府佐橋三吉永小總前對	崎共	永井籠岡武林鹿内伯上崎岡	松新三眞新土幸筑費新上吉佐	目木屋山添	矢尾上岡瀨井袋紫滿野田田與	238	—	—	100	442	420	420	1,382	—	
						—	8,718	9,801	11,226	9,492	8,560	9,682	57,479	—	
						—	4,716	6,067	5,688	5,069	3,713	4,386	29,639	—	
						—	6,575	6,342	6,661	5,097	5,830	5,062	35,567	—	
						—	933	1,689	2,104	2,006	1,456	1,421	9,609	—	
						—	—	—	—	1,813	499	166	2,478	—	
						—	—	—	—	—	1,312	2,741	4,053	—	
						—	—	—	—	—	936	1,137	2,073	—	
						—	—	—	—	—	478	982	1,460	—	
						—	—	—	—	—	300	315	615	—	
						—	—	—	—	—	—	860	860	—	
						計	555,176	130,932	136,458	150,435	143,402	130,140	150,995	842,362	—
						計	2,938,502	377,294	386,489	417,740	407,517	361,571	422,950	2,373,667	87,097
						前	1,589,897	290,767	308,770	351,700	304,697	337,674	372,951	1,966,559	—
						對	508,605	86,527	77,719	66,040	102,820	23,997	49,999	407,102	—

互助會所屬炭坑炭種別送炭數量內譯表

昭和十二年三月分

(單位吨)

坑主及坑名	塊炭	粉炭	切込粉	粗炭	煽石	無煙炭	微粉	合計
日本化學	15,165	19,568	—	6,573	—	—	602	41,908
"	7,779	8,333	—	1,976	—	—	168	18,256
"	1,003	4,603	—	—	—	—	—	5,606
木曾坂	2,662	3,469	771	893	—	—	—	7,795
深坂	3,559	4,453	1,625	—	—	—	39	9,676

小筑金	林鐵丸	新高海高	手江津谷	3,477	2,560	2,311	1,871	—	—	—	10,219
"	"	老	老	688	1,476	563	—	—	—	—	2,727
"	"	高	谷	868	1,723	1,915	—	—	—	—	4,506
"	"	大	隈	1,931	4,801	—	522	—	—	75	7,329
"	"	埴	生	1,445	2,461	—	517	—	—	—	4,423
八香末	隅月吉林	野末	面吉	457	773	—	254	—	—	—	1,484
小秋	山達	新秋	江森	602	937	—	—	—	—	53	1,592
九藤菅	井原	新高	川尾	1,760	1,485	1,099	—	—	—	—	4,344
江森植菅	藤中木	秋西	森川	606	1,070	454	1,426	—	—	—	3,566
植菅	原藤	山推	尾田	973	1,870	—	—	—	—	—	2,843
秋久	上尾倉籠	目	藏中	758	13,450	2,405	787	—	—	165	17,565
橋笹高田		新神	山尾	—	6,483	3,167	—	—	—	32	9,682
		江森	田藏	223	2,242	348	849	—	—	11	3,673
		白新	中山	8	205	—	—	—	—	—	213
		相漆	山笠	174	491	—	—	—	—	—	665
		猪大	田生	45	288	—	—	—	—	—	333
		上笹	田生	—	288	—	—	—	—	—	288
		高	田生	321	6,181	699	720	—	—	179	8,100
		三	和山	166	2,529	3,819	2,157	—	—	328	8,999
		之	尾倉	2,100	7,231	3,267	2,845	—	—	374	15,817
		上	上	329	948	1,474	90	—	—	—	2,841
		笹	尾	—	2,974	4,190	—	—	—	—	7,411
		高	倉	45	118	—	—	225	—	22	558
		三	籠	42	290	—	—	322	73	—	339
				—	1,573	1,043	—	1,733	37	—	4,386

共	同	石	炭	日	吉	255	429	899	115	—	1,787	98	3,583
樋			口	木	城	33	3,573	818	—	786	7	—	5,217
新	東		邦	筑	紫	—	—	2,693	—	—	—	—	2,693
野			上	麻	倉	—	2,961	1,809	—	—	—	—	4,770
三			崎	庄	司	—	3,960	—	—	—	—	—	3,960
有			田	鎮	西	406	497	114	—	—	—	—	1,017
上			田	豐	州	—	219	5,200	383	—	—	—	5,802
稻			員	新	川	—	1,176	1,156	831	373	—	—	3,536
長			尾	位	登	102	732	—	133	—	—	—	967
太			田	糸	飛	143	3,692	924	437	537	—	—	5,733
古			館	古	館	90	577	—	—	—	—	—	667
野			上	長	禮	1,848	4,354	—	—	—	—	—	6,202
昭			和	昭	和	3,338	10,912	3,990	—	—	—	233	18,473
大			谷	大	谷	5,388	10,243	—	578	—	—	50	16,259
日	本	化	學	山	田	3,230	14,269	4,310	2,448	—	—	440	24,697
	靜			池	野	6,518	12,613	—	988	—	—	—	20,119
	"			神	田	3,677	5,330	—	876	—	—	—	9,883
木			原	木	川	373	1,618	291	163	443	—	—	2,888
田	東		中	田	新	330	556	—	60	—	—	—	946
新			邦	鞍	手	5,230	13,002	348	1,648	—	—	820	21,048
野	東		上	三	元	252	7,514	—	—	103	—	783	8,652
新			邦	天	道	1,114	14,275	7	—	—	45	1,415	16,856
野	東		上	入	野	11	571	—	—	—	—	—	582
中			島	鯛	鼻	—	4,708	—	—	—	—	—	4,708
	"		田	江	口	204	102	894	880	—	—	—	2,080
太			原	第	野	205	563	—	—	—	—	—	768
菅				山	代	188	341	332	111	—	—	5	977

辻	豐	鑛	本	辻	平	本	55	391	—	—	—	—	446	
田	"	"	籠	昭	木	嘉	273	4,248	1,272	—	60	251	6,104	
筑	崎	共	鐵	新	屋	和	95	907	—	—	—	—	1,002	
實			邊	成	山	谷	39	120	—	—	—	—	159	
矢			永	加	添	茂	149	1,759	—	—	—	—	1,908	
岡			同	松	山	矢	—	—	420	—	—	—	420	
安			武	真	屋	岡	1,140	3,922	—	—	—	—	5,062	
小			林	新	山	瀨	—	—	295	1,126	—	—	1,421	
山			鹿	土	添	井	—	166	—	—	—	—	166	
府			內	幸	山	袋	953	1,788	—	—	—	—	2,741	
佐			伯	筑	添	紫	369	768	—	—	—	—	1,137	
橋			上	實	山	滿	—	—	—	—	—	—	—	
三			崎	新	添	野	336	639	7	—	—	—	982	
吉			田	上	山	田	—	300	15	—	—	—	315	
永			岡	吉	添	與	206	576	—	78	—	—	860	
合				佐	山	計	—	—	—	—	—	—	—	
				佐	添		83,736	239,244	54,954	32,335	4,582	1,949	6,150	422,950

筑豐鑛業會所屬坑別出炭高實績表

昭和十一年四月以降

(單位噸、△印ハ減)

經	營	別	鑛	名	上	十	十一	十二	一	二	三	下期	對	前	年
					期	月	月	月	月	月	月	累計	同	期	期
					(四										
					月-九										
					月)										
三		井	三	井	川	653,394	125,243	120,828	124,470	125,808	118,865	135,354	750,568	—	12,730
"		"	三	井	山	340,472	60,041	55,820	68,145	62,529	64,871	67,885	379,291	—	1,378
三		菱	三	鯉	田	346,937	70,260	66,351	73,675	68,908	63,790	74,520	417,504	—	1,585
"		"		飯	塚	277,700	53,137	53,638	54,995	54,173	55,453	64,420	335,816	—	7,619
"		"		新	入	203,845	38,500	35,701	38,503	36,003	36,646	43,050	228,403	—	4,108
"		"		方	城	224,844	42,653	41,011	40,033	44,270	43,177	48,310	259,454	—	2,880

	"	島	上	山	田	203,409	39,338	34,162	38,155	34,968	35,638	45,333	227,594	9,321
貝	"	治	大	之	浦	703,803	121,909	124,615	139,808	142,879	153,418	193,086	875,715	46,334
明	"	赤	大		辻	213,669	32,125	33,549	38,276	34,459	37,638	47,091	223,137	6,179
"	"	明	大		國	257,226	42,756	42,614	46,582	44,400	40,753	48,822	265,927	6,466
"	"	嘉	赤		池	177,737	32,443	35,872	37,812	37,383	36,106	42,532	222,148	10,136
嘉	"	平	明		治	47,250	10,966	12,368	13,989	13,973	14,006	17,000	82,302	10,009
平	"	麻	嘉		穂	153,680	29,142	26,985	29,318	25,577	26,142	29,853	167,017	1,113
"	"	"	平		山	147,582	23,778	24,978	27,376	24,016	21,246	22,315	143,709	△ 5,766
"	"	"	赤		坂	117,563	20,641	20,001	23,317	21,551	22,253	25,060	132,823	1,117
"	"	"	吉		限	127,601	22,014	21,022	24,422	24,182	23,158	27,589	142,387	3,279
"	"	"	響		分	93,536	11,816	12,848	15,774	13,019	14,122	16,234	83,813	△ 3,191
"	"	"	豆		田	92,670	16,475	16,734	19,030	15,405	15,168	18,465	101,277	△ 1,382
"	"	"	芳		雄	88,665	15,467	16,732	16,319	15,845	15,212	17,892	97,467	1,437
九	州	鐵	起	行	小	59,848	10,179	10,038	11,090	10,721	10,308	11,363	63,699	1,283
大	"	業	中	鶴	第	250,203	47,944	41,461	40,596	40,417	39,036	42,870	252,324	△ 1,474
"	"	正	中	鶴	第	114,961	22,467	23,013	24,120	21,360	21,116	23,547	135,623	6,722
藏	"	內	大		峰	196,201	34,286	33,819	39,070	37,134	30,587	40,764	215,660	8,054
"	"	"	峰		地	104,996	13,059	13,494	16,592	18,739	14,047	19,521	95,452	△ 3,952
古	"	河	古	河	山	145,783	25,522	24,105	27,164	23,277	22,513	23,857	146,438	△ 5,898
"	"	"	古	河	目	161,442	26,482	26,755	30,301	26,478	27,237	31,566	168,820	1,449
住	"	友	古	津	限	207,945	41,187	38,060	42,380	35,162	34,072	41,152	232,013	671
中	津	原	中	津	原	129,131	3,031	2,557	2,508	2,830	2,247	2,449	15,622	863
上	"	野	本	宮	尾	6,336	2,721	2,550	1,826	—	—	—	7,097	—
合					計	5,742,258	1,035,582	1,011,681	1,105,646	1,955,466	1,938,825	1,221,900	6,469,100	123,070

聯合會所屬會別送炭實績表

昭和十一年四月以降

(單位噸)

會・組	其他	上期 (四月一九月)	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	下期累計	
九	州	筑豐鑛業會	5,004,366	913,748	896,889	974,937	888,790	922,859				9,601,589
		肥筑鑛業會	925,104	184,746	174,322	208,695	138,998	184,542				1,861,473
		岩屋炭礦	54,891	8,670	9,904	10,738	9,259	10,782				104,241
		三池鑛業所	866,351	155,880	162,803	150,859	152,902	132,335				1,621,132
		松島炭礦	9,536	380	1,289	4,029	207	3,979				19,420
		崎戶鑛業所	413,219	82,301	53,112	99,989	67,300	68,326				783,947
		高島鑛業所	206,826	34,817	41,409	44,407	36,339	34,218				397,816
	小計	7,480,293	1,380,542	1,339,728	1,493,354	1,338,594	1,357,041				14,389,618	
北	海	道	鑛	業	會	3,705,972	641,514	694,160	716,136	653,045	632,310	7,043,137
常	磐	鑛	業	會	44,181	150,408	144,179	179,893	146,901	157,342	1,643,904	
宇	部	鑛	業	組	合	1,114,983	206,535	181,908	204,039	190,091	181,329	2,078,885
合		計	13,145,429	2,378,999	2,979,755	2,593,422	2,328,631	2,328,022			25,154,544	
別	報	福	島	26,220	4,846	6,882	5,567	6,295	6,184			55,994
		彌	生	143,141	23,062	27,509	30,916	28,422	22,410			275,460
		第	二	磐	城	16,175	3,938	5,510	7,476	7,275	7,468	47,842
		小	計	185,536	31,846	39,901	43,959	41,992	36,062			379,296
總	計	13,330,965	2,410,845	2,419,876	2,637,381	2,370,623	2,364,084			25,533,840		
對	前	年	增	減	尾	1,006,966	56,945	95,210	261,068	263,100	82,066	1,765,421
新	加	入	本	宮	江	—	2,608	2,538	1,877	—	—	6,993
						32,443	5,779	6,658	6,108	6,653	4,841	62,482

昭和十二年各月末貯炭高調

(無煙炭及燧石ヲ除キ、坑所貯炭ヲ含マズ)

		十一年十二月末	一月末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末
九 州 北 海 道	若松	65,208	62,934	80,471	106,779									
	門司	5,454	5,796	6,256	6,789									
	小倉	3,280	4,168	4,069	10,098									
	博多	8,775	13,558	17,558	29,170									
	唐津	7,161	9,308	14,971	21,454									
	白浦	3,766	5,634	6,912	12,462									
	相浦	6,801	7,357	5,811	6,371									
	長崎	11,121	15,108	12,294	14,088									
	宇島	498	1,068	309	1,000									
	小計	112,064	124,931	148,651	208,211									
	小樽	97,264	109,222	94,905	105,925									
	函館	73,358	61,523	75,589	121,143									
	留萌	9,264	10,648	7,645	11,271									
	岩内	29,265	20,851	27,428	28,752									
小計	20,322	24,870	27,605	45,848										
岩内	13,873	9,089	7,281	6,532										
小計	243,346	236,209	240,453	319,471										
合計	355,410	316,140	389,104	527,682										

京濱	126,669	137,259	118,839	122,788									
名古屋	105,639	102,530	95,456	87,544									
大阪	96,845	85,887	74,495	69,006									
神戸	13,703	11,637	10,118	12,060									
合計	342,857	337,313	298,908	291,398									
總計	698,267	698,453	688,912	819,080									
前年總計	772,053	623,977	553,938	524,035	554,227	553,855	591,536	693,731	691,092	748,480	872,150	872,920	698,267
對前年增減	△23,786	74,476	134,074	295,045									

若松港貯炭表 昭和12年5月10日現在

(單位噸)

區別	築港	藤木棧橋	藤木	二島	新川	中島	合計	比較		
								前回增減	前年同月同日增減	
塊中切粉無燧石合計	炭	1,954	6,247	11,216	16,983	2,730	589	39,719	4,674	29,570
	塊	173	14,217	12,339	12,605	2,510	3,592	45,436	5,996	37,933
	炭	—	1,240	3,183	715	4,526	11	9,675	△2,259	3,802
	炭	—	59,561	5,137	8,325	20,055	2,533	95,611	4,306	64,921
	煙	—	3	—	1,666	179	—	1,848	705	1,466
	石	—	957	—	60	—	—	1,017	50	401
合計	2,127	82,225	31,875	40,354	30,000	6,725	193,306	13,472	138,093	
比較	前回增減	△29	13,853	6,339	7,804	△16,623	2,128	13,472	△印ハ減ヲ示ス	
	前年同月同日增減	818	17,270	7,975	5,864	22,588	698	55,213		
	前年同月同日增減	1,309	64,955	23,900	34,490	7,412	6,027	138,093		

若松船種別積出炭 (單位噸)									
月次	區別	帆船	被曳船	機帆船	汽船				合計
		內國	內國	內國	內國	外國	燃料		
							內國船	外國船	
四	月	209,508	146,181	200,706	315,755	2,421	40,641	3,223	918,435
五	月								
六	月								
七	月								
八	月								
九	月								
上	期累計								

若松着炭五箇年對照 (單位噸)						若松積出炭五箇年對照 (單位噸)							
月次	年別	昭和11年	昭和10年	昭和9年	昭和8年	昭和7年	月次	年別	昭和11年	昭和10年	昭和9年	昭和8年	昭和7年
		四	月	1,371,409	1,269,019	1,122,109			1,117,937	850,963	四	月	918,435
五	月						五	月					
六	月						六	月					
七	月						七	月					
八	月						八	月					
九	月						九	月					
上	期累計						上	期累計					

互助會所屬郡別坑夫調										
昭和十二年三月分										
種別	遠賀	鞍手	嘉穗	田川	粕屋	長崎	佐賀	合計		
坑內	採炭夫	男	4,689	3,524	3,970	1,433	1,779	1,576	239	17,230
		女	630	613	370	82	23	176	37	1,931
	支柱夫	男	706	1,095	2,345	463	1,011	950	43	6,613
		女	111	103	169	19	23	106	12	543
	運搬機械	夫	189	113	196	53	71	146	16	784
		夫	158	82	153	73	55	73	7	601
	工雜	夫	258	78	143	60	110	54	5	708
		夫	128	150	77	113	175	62	7	712
	計	男	6,112	5,038	6,884	2,198	3,220	2,856	317	26,625
		女	757	720	539	98	47	287	49	2,497
坑外	選炭	夫	674	524	891	321	340	126	53	2,929
		夫	496	442	599	142	215	166	25	2,085
	搬機械	夫	446	223	503	111	279	168	42	1,772
		夫	242	136	261	97	119	58	11	924
工雜	夫	496	207	333	146	97	93	10	1,382	
	夫	1,748	959	1,835	501	764	460	116	6,383	
計	男	606	573	752	316	286	151	25	2,709	
	女									
合計		9,223	7,290	10,910	3,113	4,317	3,754	507	38,214	

互助會所屬郡別坑夫移動調

昭和十二年三月分

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	合 計	
雇 入	炭 夫	970	645	779	338	614	638	102	4,086
	柱 夫	60	85	373	21	78	210	—	827
	其 他	423	209	358	74	91	209	8	1,372
	計	1,453	939	1,510	433	783	1,957	110	6,285
解 雇	炭 夫	1,008	551	652	231	508	597	48	3,595
	柱 夫	95	78	351	58	79	201	3	865
	其 他	361	115	245	51	77	172	17	1,038
	計	1,464	744	1,248	340	664	970	68	5,498

互助會所屬郡別就業歩合表

昭和十二年三月分

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	合 計
炭 夫	0,722	0,706	0,700	0,738	0,704	0,665	0,700	0,705
柱 夫	0,775	0,708	0,727	0,804	0,740	0,772	0,850	0,768
全 體	0,787	0,738	0,736	0,781	0,752	0,750	0,805	0,764

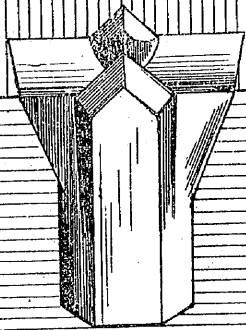
互助會所屬坑夫一日當リ平均郡別賃金表

昭和十二年三月分

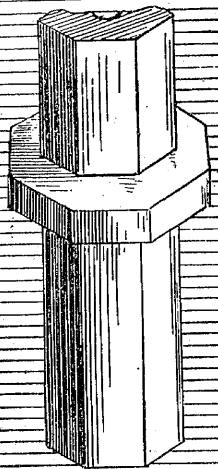
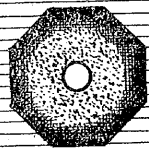
(單位圓)

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	平 均	
坑 内	炭 夫	1,787	1,551	1,767	1,612	1,736	1,870	1,490	1,687
	柱 夫	1,599	1,459	1,544	1,413	1,520	1,897	1,265	1,528
	搬 夫	1,367	1,118	1,208	1,117	1,382	1,245	1,155	1,227
	機 械 夫	1,253	1,237	1,183	1,140	1,213	1,092	1,120	1,176
	工 作 夫	1,391	1,292	1,279	1,213	1,285	1,400	1,055	1,273
	雜 平 均	1,216	960	1,032	953	1,062	1,193	960	1,054
坑 外	炭 夫	733	668	631	598	608	672	635	649
	搬 夫	1,151	1,021	1,224	962	1,178	1,077	890	1,072
	機 械 夫	1,266	1,251	1,187	1,119	1,306	1,165	1,300	1,228
	工 作 夫	1,341	1,338	1,235	1,194	1,316	1,247	1,165	1,262
雜 平 均	878	885	854	820	720	702	690	793	
總 平 均	1,090	938	1,051	935	972	1,000	835	974	
總 平 均	1,423	1,282	1,375	1,193	1,294	1,530	1,210	1,329	
在籍一人一ヶ月當金	33,547	28,455	32,711	30,610	28,187	34,533	28,110	30,879	

SCHOELLER
NORMALIZED HOLLOW
ROCK DRILL STEEL



"MK EXTRA"



見よ?
調質中空鋼の偉力...

従来ノ中空鋼ニ比シ双先ノ磨滅ハ約50%ニ低減シ硬質軟質ヲ問ハズ迅速ニ穿孔シ得ル此事實ハ特殊成分ノ含有ニ依ルコトハ明カデアガ更ニ如何ナル長サノモノデモ悉ク全長ニ亘リ秘法ニヨル調質ヲ施行シ外部組織ハ極メテ硬ク且強靱性アリ内部ハ極メテ軟カク且強靱性ニ富ミ決シテ中途ヨリ折損スルコトナク無理ナル擊動ニサヘ耐ヘ得ル(断面圖参照)特性アリ

極メテヨク切レ腰折レセズ
磨滅セザル事實ハ能率ニ於テ
200%~300%ヲ發揮シ

掘進及採炭力ノ倍加ヲ計畫シ得ル
コトニナル

乞フ優秀成分ノ調質中空鋼
ノ永久的御愛用ヲ

在庫豊富 納入迅速

柏印鋼 會社 高口商店
總發売元 會社
八町 福岡市若屋町八
電話(長六二九六五)
支店 東京 大阪 小倉
京都 大連

定期刊行物
一般印刷

山田印刷所

福岡市古小路町二五
電話 一〇一八番

互助會報・第二卷・第五號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共
半年分 金壹圓八拾錢同上
一年分 金參圓六拾錢同上
料金は前金の事

昭和十二年五月十七日印刷納本
昭和十二年五月二十日發行

若松市堺町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人 風戶道康

編輯人 川浪作藏

福岡市古小路二五番地

印刷所 山田印刷所

福岡市古小路二五番地

電話 一〇一八番

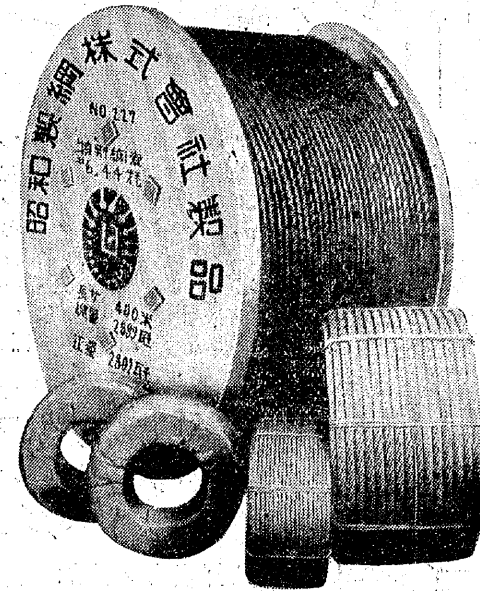
若松市堺町二丁目

發行所 石炭鑛業互助會

電話(長四七八番) 七〇九番

鑛山用ワイロー

海軍省・鐵道省指定工場
日本標準規格鑛山用鋼索
各ラングスレー在庫



昭和製鋼株式會社製品
納期迅速・絕對責任附
(乞フ見積書)

九州總代理店

幸田次兵衛本店

福岡市中西町西詰 電話二五〇六一番

昭和十二年五月十七日印刷
昭和十三年五月二十日發行

石炭鑛業互助會報

發行所

若松市堺町三丁目

石炭鑛業互助會